

平成26年度  
茨城県包括外部監査報告書

「企画部の財務事務及び関連団体の経営管理について」

平成27年 2月26日

茨城県包括外部監査人

池田雄一

## 目次

<b>第1章 外部監査の概要</b> .....	1
I 外部監査の種類 .....	1
II 選定した特定の事件 .....	1
III 特定の事件を選定した理由 .....	1
IV 包括外部監査の方法 .....	3
1. 実施した監査の概要 .....	3
2. 監査対象とした県の所管課 .....	3
3. 監査対象とした県の関連団体 .....	12
4. 監査の要点 .....	13
5. 主な監査手続 .....	14
6. 監査対象期間 .....	17
V 外部監査の実施時期 .....	18
VI 外部監査の実施者 .....	18
VII 利害関係 .....	18
<b>第2章 企画部の概要</b> .....	19
<b>第3章 包括外部監査の指摘又は意見等</b> .....	23
I 全般的事項について .....	23
1. 県の財務事務について .....	23
(1) 企画部事業の定量的な評価 .....	23
(2) 横断的な評価体制 .....	23

(3) 地域振興のあり方.....	27
(4) 過疎化への対策.....	29
(5) 茨城県の公共交通機関の現状.....	37
(6) 空港対策事業.....	45
(7) 科学技術振興立県としての茨城県.....	50
(8) 県有及び公社所有の分譲等対象用地.....	54
2. 関連団体の経営管理について.....	58
(1) 県の出資法人等評価.....	58
(2) 開発公社の支援対策.....	59
(3) 人件費の削減努力.....	60
(4) 指定管理者制度導入施設.....	61
3. その他の論点.....	62
(1) 資産の管理について.....	62
(2) 老朽化施設の修繕計画.....	64
(3) 事業事務執行に関する内部統制構築.....	65
II 各課に関する指摘または意見.....	68
●企画課.....	68
【交通体系の整備促進】.....	68
【財産管理】.....	71
●情報政策課.....	72
【電子県庁の構築, 運営, 管理】.....	72

【ITネットワーク社会づくりの推進】 .....	81
●水・土地計画課 .....	87
【工業用水道事業促進】 .....	87
【水資源開発利用】 .....	90
●地域計画課 .....	93
【県南・県西地域の振興】 .....	93
【ひたちなか地区の開発整備推進】 .....	99
【財産管理】 .....	108
●事業推進課 .....	109
【鹿島臨海工業地帯の整備推進】 .....	109
【産業立地の促進】 .....	112
【産業拠点活性化の推進】 .....	117
●空港対策課 .....	119
【茨城空港利活用促進】 .....	119
【空港関連施設運営】 .....	125
●つくば地域振興課 .....	132
【つくば国際会議場の管理運営】 .....	132
【土地区画整理事業】 .....	137
【まちづくり推進事業】 .....	147
●科学技術振興課 .....	156
【研究開発の強化と科学技術の産業利用の推進】 .....	156

● <b>県北振興課</b> .....	161
【 <b>県北地域振興の推進</b> 】 .....	161
III 関連団体に関する指摘または意見 .....	177
● <b>鹿島臨海鉄道株式会社</b> .....	177
● <b>公益財団法人 茨城県開発公社</b> .....	187
● <b>鹿島都市開発株式会社</b> .....	202
● <b>一般財団法人 茨城県科学技術振興財団</b> .....	216
IVその他の指摘または意見.....	228
第4章 監査結果等項目別一覧.....	229
第5章 関連団体の分析資料等.....	237

# 第 1 章 外部監査の概要

## I 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

## II 選定した特定の事件

企画部の財務事務及び関連団体の経営管理について

## III 特定の事件を選定した理由

- ① 県の掲げる総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」において 12 の重点的に実現すべきプロジェクトが掲げられ、これを実現すべく各部局ごとに担当を決定した上で各施策を遂行しているが、企画部はこのうち様々な施策事業について横断的にかかわる部局である。

12 のプロジェクトのうち、下記について、企画部が具体的な施策の担当部局となっている。

- i) 高齢者いきいき生涯現役プロジェクト
- ii) 泳げる霞ヶ浦再生プロジェクト
- iii) 質の高いライフスタイル創造プロジェクト
- iv) 競争力ある産業育成と雇用創出プロジェクト
- v) アジアへ広がる観光・交流推進プロジェクト

企画部は、日本をリードする科学技術創造立県の実現や、活発な交流社会作り、生活環境作りを推進し県民の活力ある生活の向上に努めるため、他部局と協力して各部局をリードしていく立場であると考えられる。

上記のような立場から、同部局は地域振興や科学技術の振興、空港事業、TX 沿線をはじめとした開発や造成事業、生活環境の充実等幅広く事業を担っており、いずれもすべからく県民の生活の向上にとって重要な事業である。

- ② 一般会計のうち企画開発費の平成 26 年度当初予算は 23,761 百万円であり、また、鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計（1,691 百万円）、都市計

画事業土地区画整理事業特別会計（62,627 百万円）となっているなど県財政に与える影響も大きい。

また、平成 22 年度の包括外部監査「都市計画事業土地区画整理事業について」に関して、企画部の所管課における措置状況を確認する事も有用である。

- ③ これまでの外部監査において、企画部の事業について部局の財務事務を全般的に検証しているものはない。部局の各課の主管となる事業を比較する視点で全体的に監査をする事は、同部局の事業の必要性を改めて認識し、さらに事業をより効果的、効率的に行うための建設的提言へとつながり、県民の福祉の向上に資する有用なものであると考える。

とりわけ、少子高齢化や東日本大震災による影響から、県内の各地域では人口が減少しており、特に過疎地域の活性化対策等を担う地域振興事業は、茨城県の今後を担う重要な事業である。

- ④ また、同部局の事業については、その公費執行や施策の実施を財政支援団体等が担うことがあり、補助金や委託料等の形で県から多額の資金が支出されることが多い。特に県が出資する関連団体については資金・人事・取引面で緊密な関係があり、県の行財政に与える影響は大きい。

このため、県の財政支援が効果的に行われているかという点や、人事管理・資産管理も含め、県の関連団体の経営管理の適切性を検討することは有意義であると考えられる。

中でも、第三セクターにおける経営状況の悪化は県の大きな財政負担になり、将来世代の県民の生活に多大な影響を与える可能性があり、国を挙げて抜本的な改革に取り組んでいるところである。開発公社については県が多大な支援を行ってきたことについて、県民の関心も高く、検討を行う事も有用である。

- ⑤ 平成 24 年度の包括外部監査による出資団体の事業に関する指摘に対しては、平成 25 年度にその措置状況を公表している。その措置について実際の運用状況を確認することにより、早急な対応が行われているかを確認する事は有用と考える。

上記理由より、企画部の全体の事業事務を対象とし、同時に関連する外郭団体の経営管理も含めて監査する対象として選定したものである。

## IV 包括外部監査の方法

---

### 1. 実施した監査の概要

- ① 企画部の各課の財務に関する事務の執行
- ② 企画部の事業と関連の深い関連団体における経営の管理

について、法令等への合規性、経済性、効率性、有効性、公平性の観点から監査を実施した。

---

### 2. 監査対象とした県の所管課

平成 26 年度の企画部の組織は本庁 10 課（企画課，情報政策課，水・土地計画課，地域計画課，事業推進課，空港対策課，つくば地域振興課，統計課，科学技術振興課，県北振興課）体制となっている。

各課の事業のうち，金額的・質的に重要と判断する事業を選定し，その事業を行う 9 課を監査対象とした。

なお，原則として監査対象事業は平成 25 年度の事業より選定しているが，企画部内では平成 26 年度より組織再編が行われているため，第 3 章に記載しているヒアリング等の監査手続を実施する対象各課は平成 26 年度の課名となっている。



企画部事業一覧は下記のとおり。太字下線を監査対象としている。（金額単位は千円）

**平成 25 年度当初予算事業一覧**

**企画課**

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	県計画推進費(標準費)	3,820	
	小計	3,820	総合計画等の推進
2	大学等連携推進費	1,000	
3	総合政策研究費	1,304	
4	人口・経済フレーム検討費	754	
5	調査調整費	10,000	
	小計	13,058	政策課題の調査研究
6	原子力立地給付金	3,354,017	
7	発電施設等周辺地域交付金	739,983	
8	電源立地促進対策交付金	88,800	
9	原子力地域振興事業費補助	138,625	
10	電源地域振興基金積立金	1,680	
	小計	4,323,105	<u>電源立地地域の振興</u>
11	公共交通活性化推進事業費	1,000	
	小計	1,000	公共交通の活性化
12	交通体系整備促進事業費	1,065	
13	地方鉄道輸送対策事業促進費	51,475	
14	らくらく乗り降りバス普及促進事業費	17,000	
15	バス路線維持確保支援事業費	82,384	
16	湊鉄道線支援事業費	38,388	
17	水郡線活性化支援事業費	1,004	
18	TX推進対策事業費	2,606	
	小計	193,922	<u>交通体系の整備促進</u>
19	諸費	19,922	
	小計	19,922	その他の事業
企画課計		4,554,827	職員給与費除く

## 平成 25 年度当初予算事業一覧

## 情報政策課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	行政情報システム運営管理費	546,687	
2	行政情報システム整備費	117,403	
3	コンピュータ関連設備等運営管理費	13,588	
4	情報化普及啓発推進事業費	9,878	
	小計	687,556	電子県庁の構築, 運営, 管理
5	IT推進事業費	2,669	
6	いばらきブロードバンドネットワーク運営管理費	448,905	
7	公衆無線LAN運営管理費	3,843	
8	高度情報化推進事業費	900	
	小計	456,317	ITネットワーク社会づくりの推進
9	総合行政ネットワーク運用事業費	55,062	
10	衛星通信ネットワークシステム運用事業費	16,500	
11	公的個人認証サービス運用事業費	45,787	
12	住民基本台帳ネットワークシステム運用事業費	79,611	
13	市町村情報化推進費	802	
14	統合型GIS整備運用費	14,459	
15	電子申請・届出システム運用管理費	23,361	
16	いばらき公共施設予約システム運用管理費	3,200	
	小計	238,782	国及び市町村と連携したシステムの整備・運営
17	運営管理費	8,388	
	小計	8,388	その他の事業
情報政策課計		1,391,043	職員給与費除く

平成 25 年度当初予算事業一覧

水・土地計画課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	水需給動態調査費	284	
2	水資源政策調整費	2,115	
3	水資源開発促進費	3,181	
4	<u>水の科学館県関係展示物管理運営委託</u>	11,984	
5	地盤沈下防止等対策要綱推進調査費	1,047	
6	地下水適正利用推進費	30,293	
7	水資源啓発推進費	172	
	小計	49,076	水資源開発利用
8	霞ヶ浦開発事業割賦負担金償還費	33,401	
9	霞ヶ浦開発事業管理費負担金	47,120	
10	工業用水道事業推進費	531	
11	鹿島工業用水道事業貸付金	460,378	
	小計	541,430	<u>工業用水道事業促進</u>
12	土地利用基本計画費	748	
13	国土利用計画管理運営事業費	265	
	小計	1,013	土地利用計画
14	土地取引規制費	9,590	
15	地価調査費	38,955	
16	土地基本調査費	4,908	
	小計	53,453	土地取引規制
17	土地開発事業指導調整費	329	
	小計	329	土地利用調整
18	諸費	1,895	
	小計	1,895	その他の事業
水・土地計画課計		647,196	職員給与費除く

平成 25 年度当初予算事業一覧

地域計画課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	計画調整推進事業費	814	
2	地域支援推進費	1,399	
3	地域づくりパートナー育成事業費	1,246	
4	いばらきイメージアップ大賞顕彰事業費	875	
5	構造改革特区・広域連携物流特区推進費	1,602	
	小計	5,936	総合的, 広域的な地域振興対策
6	北関東自動車道沿線地域振興促進事業費	1,254	
7	行方地域振興促進事業費	654	
	小計	1,908	県央・鹿行地域の振興
8	圏央道沿線地域振興促進事業費	1,747	
9	霞ヶ浦水辺交流空間整備事業費	1,401	
10	県西南部地域振興促進事業費	601	
11	アーカス・プロジェクト推進費	5,000	
12	アーカス・プロジェクト20周年記念事業費	3,000	
	小計	11,749	県南・県西地域の振興
13	県北地域整備推進費	1,706	平成 26 年度から県北振興課の事業
14	県際広域連携推進費	2,187	
15	いばらきさとやま生活発信事業費	5,819	
16	いばらき常陸秋そばの里推進事業費	3,000	
17	いばらき食彩の里推進事業費	5,200	
18	いばらき遊芸の里事業費	1,049	
19	過疎地域振興指導費	626	
20	過疎地域自立促進交付金	30,000	
	小計	49,587	県北地域の振興
21	諸費	7,543	
22	公有財産維持管理費	877	
	小計	8,420	その他の事業
地域計画課計		77,600	職員給与費除く

## 平成 25 年度当初予算事業一覧

## 事業推進課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	開発公社指導費	199	
2	工場立地法広報費	518	
3	鹿島経済特区産業高度化推進費	2,652	
4	開発公社支援補助金	457,164	
5	開発公社支援貸付金	10,112,000	
6	未造成工業団地等購入費	1,042,000	
7	事業推進総務費	138,024	
	小計	11,752,557	<b>産業立地の促進</b>
8	宮の郷工業団地整備推進費	234,301	
9	那珂西部工業団地整備推進費	160	
10	岩井幸田工業団地整備推進費	579	
11	茨城中央工業団地整備推進費	272,201	
12	北浦複合団地整備推進費	478	
13	茨城空港テクノパーク整備推進費	330,734	
14	筑波西部・北部工業団地整備推進費	302	
15	茨城中央工業団地(笠間地区)整備推進費	1,265	
16	工業団地処分促進費	2,892,812	
	小計	3,732,832	<b>産業拠点活性化の推進</b>
事業推進課一般会計 合計		15,485,389	職員給与費を含む
1	鹿島開発総務費	82,214	
2	用地管理費	39,218	
3	用地対策費	78,419	
4	開発計画調整費	4,935	
5	開発財産管理費	122,985	
6	企業立地対策費	5,198	
7	カシマサッカースタジアム管理運営費	353,484	
8	波崎レクリエーション拠点計画推進事業費	5,489	
9	替地造成等事業費	89,880	
10	奥野谷浜地区整備事業費	273,000	
11	償還金	574,384	
12	予備費	10,000	
	小計	1,639,206	<b>鹿島臨海工業地帯の整備推進</b>
事業推進課特別会計 合計		1,639,206	職員給与費を含む

平成 25 年度当初予算事業一覧

空港対策課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	空港就航対策利用促進費	423,714	
2	茨城空港バス運行事業費	101,509	
3	空港活用観光推進事業費	53,774	
	小計	578,997	茨城空港利活用促進
4	空港周辺環境整備費	36,300	空港整備推進
	小計	36,300	
5	空港環境維持管理費	58,233	
6	給油施設維持管理費	44,084	
7	空港ターミナルビル賃借料	81,408	
	小計	183,725	空港関連施設運営
8	公共用ヘリポート管理運営事業費	22,661	
9	公共用ヘリポート施設整備事業費	38,454	
	小計	61,115	つくばヘリポート管理運営
10	諸費	1,895	その他の事業
	小計	1,895	
空港対策課計		862,032	職員給与費除く

平成 25 年度当初予算事業一覧

科学技術振興課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	中性子ビームライン産業利用推進事業費	462,143	
2	いばらき量子ビーム研究センター管理運営費	88,404	
3	県立試験研究機関機能強化事業費	940	
4	産学官連携研究開発推進事業費	12,000	
5	科学技術振興費	3,987	
	小計	567,474	研究開発の強化と科学技術の産業利用の推進
6	科学技術振興財団支援事業費	8,617	
7	つくばサイエンスツアー推進事業費	12,460	
8	科学技術創造立県いばらき推進事業費	12,293	
9	特区プロジェクト創出支援事業費	6,442	
10	筑波研究学園都市連携促進事業費	500	

	小計	40,312	科学技術を支える人材の育成と確保, 科学技術との交流機会の拡大
11	エネルギー政策推進費	1,717	
12	再生可能エネルギー普及推進事業費	2,834	
	小計	4,551	エネルギー政策の推進
13	諸費	4,935	
	小計	4,935	その他の事業
科学技術振興課計		617,272	職員給与費除く

平成 25 年度当初予算事業一覧

つくば地域振興課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	筑波研究学園都市連携促進事業費	3,389	
	小計	3,389	筑波研究学園都市の整備推進
2	つくば国際会議場管理運営費	95,678	
3	つくば国際会議場施設整備費	51,178	
	小計	146,856	つくば国際会議場の管理運営
4	筑波研究学園都市 50 周年記念事業費	1,000	
	小計	1,000	筑波研究学園都市50周年記念事業の推進
5	つくばスタイルPR事業費	11,760	
	小計	11,760	TX沿線まちづくりPR事業
6	TX沿線緑地保全事業費	16,200	
	小計	16,200	TX沿線緑地保全事業
7	都市計画事業土地区画整理事業特別会計繰出	3,460,562	
	小計	3,460,562	都市計画事業土地区画整理事業特別会計へ繰出
8	諸費	6,168	
	小計	6,168	その他の事業
つくば地域振興課一般会計 合計		3,645,935	職員給与費除く
1	土地区画整理総務費(伊奈・谷和原開発事業費)	135,125	
2	伊奈・谷和原整備事業費	4,569,983	
3	地方特定道路整備費(伊奈・谷和原開発事業費)	90,000	

4	伊奈・谷和原地区土地区画整理 推進事業費	119,000	
5	土地区画整理清算金処理費(伊 奈・谷和原開発事業費)	105,817	
6	土地区画整理総務費(島名・福 田坪開発事業費)	86,106	
7	土地区画整理審議会運営費(島 名・福田坪開発事業費)	2,173	
8	土地評価委員会運営費(島名・ 福田坪開発事業費)	422	
9	島名・福田坪整備事業費	855,250	
10	関連施設等整備事業費(島名・ 福田坪開発事業費)	559,000	
11	公共施設管理者負担金事業費 (島名・福田坪開発事業費)	43,000	
12	土地区画整理事業費(島名・福 田坪開発事業費)	712,000	
13	地方特定道路整備費(島名・福 田坪開発事業費)	376,000	
14	島名・福田坪地区土地区画整理 関連事業費	60,726	
15	土地区画整理総務費(上河原 崎・中西開発事業費)	47,547	
16	土地区画整理審議会運営費(上 河原崎・中西開発事業費)	2,180	
17	土地評価委員会運営費(上河原 崎・中西開発事業費)	423	
18	上河原崎・中西整備事業費	1,017,596	
19	関連施設等整備事業費(上河原 崎・中西開発事業費)	370,000	
20	土地区画整理事業費(上河原 崎・中西開発事業費)	382,900	
	小計	9,535,248	<b>土地区画整理事業</b>
21	伊奈・谷和原地区まちづくり推進 事業費	2,824,615	
22	つくば地区まちづくり推進事業費	18,819,771	
23	TX沿線まちづくりPR費	174,245	
24	TX沿線販売推進費	81,600	
	小計	21,900,231	<b>まちづくり推進事業</b>
つくば地域振興課特別会計 合計		31,435,479	職員給与費を含む



平成 25 年度当初予算事業一覧

ひたちなか整備課

番号	事業	H25 当初予算額	備考
1	ひたちなか地区開発推進費	1,773	平成 26 年度から地域計画課の事業
2	ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費	10,522	
3	常陸那珂工業団地造成事業推進費	689,664	
4	地域計画推進費	10,000	
	小計	711,959	ひたちなか地区の開発整備推進
5	諸費	840	その他の事業
	小計	840	
ひたちなか整備課計		712,799	職員給与費除く

3. 監査対象とした県の関連団体

企画部が所管となっており、各事業と関連が深くかつ予算額等の観点から重要性が高いと考えられる関連団体 4 団体（鹿島臨海鉄道株式会社、公益財団法人茨城県開発公社、鹿島都市開発株式会社、一般財団法人茨城県科学技術振興財団）について、経営の管理を監査することが重要と判断し、現場往査を実施した。

また、グリーンふるさと振興機構については平成 27 年度末で解散が予定されていることを考慮し、過年度の指摘事項に関する措置状況及び事業の概要、今後の事業にかかる方針を確認するために、所管課である県北振興課に対してヒアリングを実施するとともに関連資料を査閲した。

---

## 4. 監査の要点

### 所管部局の財務事務に関する以下の点

- ・ 事業が効果的に行われ事業目的は達成されているか。
- ・ 事業が効率的・経済的に行われているか。
- ・ 事業の進捗や成果を適切に検証しているか。
- ・ 事業の合理性に問題があり今後廃止を検討すべきものではないか。
- ・ 事業が要項や要領にしたがって事務執行されているか。
- ・ 契約等事業に関連する事務手続に問題はないか。
- ・ 財産の効率的な活用ができていないか。
- ・ 財産の管理状況は妥当か。
- ・ 物品の取得や処分に関する手続が適切に行われているか。
- ・ 文書管理は適切になされているか。
- ・ 需用費等の支出事務に問題はないか。

### 関連団体における経営管理に関する以下の点

- ・ 経済的な事業運営をしているか、経営合理化努力をしているか。
- ・ 県から財政支援を受ける事業に関して、支援が必要か。また支援は必要最小限か。
- ・ その関連団体の事業が県の行政に貢献しているのか。
- ・ 所管課の関連団体のモニタリングは有効か。
- ・ 財政支援について適切な使い方をし、適切な報告をしているか。
- ・ 土地の取得や処分・造成について適法かつ経済的に行われているか。
- ・ 業務が社内規程等にしたがって適切に行われているか。
- ・ 契約等事業に関連する事務手続に問題はないか。
- ・ 人事関連の事務手続についてルールに沿って行われているか。
- ・ 組織の規模は妥当であるか、人件費が妥当であるか。
- ・ 資産の評価額も含め決算処理及び経理書類は適切か。
- ・ 決算書類が実態をあらわしているか。
- ・ 資産（固定資産、現金預金、未収金等）の管理状況は妥当か。
- ・ 文書管理は適切になされているか。
- ・ 施設の維持管理状況に問題はないか。
- ・ 指定管理者となっている場合、公共施設の管理運営は適切に実施されているか。

## 5. 主な監査手続

### (1) 本庁各課へのヒアリングの実施

以下の日程において、本庁各課に対し、下記の16の各事項に関する概要のヒアリングを実施した。(事項は平成26年度の区分)

各課の事項の中で、重要と判断される事業事項について概要を把握することにより、監査要点および往査対象を明確にした。

#### 日時

9月17日(水) 10:00~16:00

10月1日(水) 10:00~16:00

#### ヒアリング事項

##### [企画部]

下記①~⑩の各事業事務(金額は平成26年度当初予算)について、下記の内容

- ・ 事業事務の概要
- ・ 平成25年度の事業事務の実績及び平成26年度の事業計画
- ・ 出資団体、財政的援助団体等の関連団体の概要説明
- ・ 関連団体への県派遣職員、県駐在職員、県OB職員(役員含む)の人数等の概要
- ・ 平成22年度茨城県包括外部監査報告書「茨城県における都市計画事業土地区画整理事業(特別会計)に係る財務事務及び事務の執行について」に対する措置状況

- ① 交通体系の整備促進(企画課, 198百万円)
- ② 電源立地地域の振興(企画課, 4,365百万円)
- ③ 電子県庁の構築, 運営, 管理(情報政策課, 780百万円)
- ④ ITネットワーク社会づくりの推進(情報政策課, 468百万円)
- ⑤ 工業用水道事業促進(水・土地計画課, 542百万円)
- ⑥ 水資源開発利用(水土地計画課, 28百万円)
- ⑦ 茨城空港利活用促進(空港対策課, 626百万円)
- ⑧ 研究開発の強化と科学技術の産業利用の推進(科学技術振興課, 531百万円)

- ⑨ 県央・鹿行地域の振興（地域計画課，1百万円）
- ⑩ 県南・県西地域の振興（地域計画課，10百万円）
- ⑪ ひたちなか地区の開発整備推進（地域計画課，47百万円）
- ⑫ 産業拠点活性化の推進（事業推進課，4,155百万円）
- ⑬ 鹿島臨海工業地帯の整備推進（事業推進課，1,691百万円）
- ⑭ 土地区画整理事業（つくば地域振興課，8,359百万円）
- ⑮ まちづくり推進事業（つくば地域振興課，54,267百万円）
- ⑯ 県北地域の振興（県北振興課，94百万円）

(2) 本庁各課および関連団体への往査の実施

(1) のヒアリングを踏まえ、監査対象とする事業および関連団体を選定した上で、以下の日程の通り、本庁各課および関連団体に往査して下記の手続を実施した。

<本庁各課往査日程>

	実施日	時間	監査対象 機関	対象とした主な 事業	場所	担当
1	10月23日	10:00～ 16:00	企画課	交通体系の整備促進	本庁 会議室	高橋・市原・ 説田
2	〃	10:00～ 16:00	水・土地計 画課	工業用水道事業促進	本庁 会議室	坂東・根本・ 山本
3	〃	10:00～ 16:00	つくば地域 振興課	つくば国際会議場の 管理運営 まちづくり推進事 業	本庁 会議室	高谷・大山・ 海野
4	10月24日	10:00～ 16:00	つくば地域 振興課	まちづくり推進事 業 土地区画整理事業	本庁 外部監査 室	大山・海野・ 山本
5	11月10日	10:00～ 16:00	空港対策課	茨城空港利活用促進	本庁 外部監査 室	坂東・根本・ 山本・説田
6	11月11日	10:00～ 16:00	空港対策課	空港関連施設運営	本庁 外部監査 室	坂東・山本
7	〃	10:00～ 16:00	県北振興課	県北地域の振興	本庁 外部監査 室	高谷・大山・ 海野
8	11月12日	10:00～ 16:00	情報政策課	電子県庁の構築, 運営,管理	本庁 会議室	高橋・市原・ 説田

9	〃	10:00～ 16:00	事業推進課	産業拠点活性化の 推進	本庁 会議室	坂東・根本・ 山本
10	〃	10:00～ 16:00	地域計画課	ひたちなか地区の 開発整備推進	本庁 会議室	高谷・海野
11	11月13日	10:00～ 16:00	地域計画課	県南・県西地区の 振興	本庁 外部監査 室	池田・大山・ 海野
12	11月17日	10:00～ 16:00	事業推進課	鹿島臨海工業地帯 の整備推進	本庁 外部監査 室	坂東・根本
13	〃	10:00～ 16:00	科学技術振 興課	研究開発の強化と 科学技術の産業利 用の推進	本庁 外部監査 室	池田・高橋・ 説田
14	11月18日	10:00～ 16:00	科学技術振 興課	科学技術を支える 人材の育成と確 保, 科学技術との 交流機会の拡大	本庁 外部監査 室	市原・説田
15	11月21日	10:00～ 16:00	情報政策課	IT ネットワーク社 会づくりの推進	本庁 外部監査 室	高橋・市原
16	12月8日	10:00～ 16:00	企画課	電源立地地域の振 興	本庁 外部監査 室	池田・高橋・ 説田・海野

< 関連団体往査日程 >

	実施日	時間	監査対象機関	場所	担当
1	11月18日	10:00～ 16:00	鹿島臨海鉄道株式 会社	同社会議室（大洗 町）	高谷・大山・海野
2	11月19日	10:00～ 16:00	〃	〃	高谷・大山・海野・ 坂東・山本
3	11月25日	10:00～ 16:00	（一財）茨城県科 学技術振興財団	つくば国際会議場 内会議室（つくば 市）	池田・高谷・大山・ 海野・説田
4	11月26日	10:00～ 16:00	〃	〃	高谷・海野・市原
5	11月27日	10:00～ 16:00	鹿島都市開発株式 会社	同社会議室（神栖 市）	池田・海野・山本・ 高橋・市原・説田
6	11月28日	10:00～ 16:00	〃	〃	池田・海野・山本・ 高橋・市原・説田・ 根本

7	12月1日	10:00～ 16:00	(公財) 茨城県開 発公社	同社本社ビル (水 戸市)	池田・高谷・大山・ 海野・根本・山本・ 高橋・市原・説田
8	12月2日	10:00～ 16:00	〃	〃	池田・高谷・海野・ 高橋・市原

<実施した手続>

[本庁各課]

- ・ 各事業に関して、ヒアリングを実施するとともに、議事録・要綱要領・決裁資料等の関係資料の閲覧を実施。
- ・ 財産の管理状況について、ヒアリング、台帳や契約書等の証憑との突合等を実施。
- ・ 関連団体との取引や県としての関わり方について、ヒアリングや関連資料の閲覧を実施。
- ・ 経費の関係帳票を調査、必要に応じて突合。

[関連団体]

- ・ 各事業に関して、ヒアリングを実施するとともに、議事録や要綱等関係資料の閲覧を実施。
- ・ 財産の管理状況について、ヒアリング、台帳や契約書等の証憑との突合、必要に応じて実査等を実施。
- ・ 関連団体との取引や県としての関わり方について、ヒアリングや関連資料の閲覧を実施。
- ・ 必要に応じて管理施設の視察を実施。
- ・ 会計帳簿、財務決算書類の調査、分析を実施。
- ・ 経費の関係帳票を調査、必要に応じて突合。

(3) 過去の包括外部監査における指摘事項のフォローアップ

(4) 監査チームによる検討

## 6. 監査対象期間

本庁については主として平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の事業を対象とする。

また、関連団体についても同様に平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）を対象とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、さらに平成 26 年度の予算についても参考とする。

## V 外部監査の実施時期

平成 26 年 7 月 17 日から平成 27 年 2 月 5 日まで

## VI 外部監査の実施者

包括外部監査人	税理士	池田雄一
包括外部監査補助者	税理士	高谷 豊
〃	税理士・公認会計士	坂東祐治
〃	税理士・公認会計士	高橋博之
〃	税理士	市原和弘
〃	税理士・不動産鑑定士	説田賢哉
〃	税理士	根本明人
〃	税理士	大山文彦
〃	税理士	山本隆行
〃	税理士・公認会計士	海野純矢

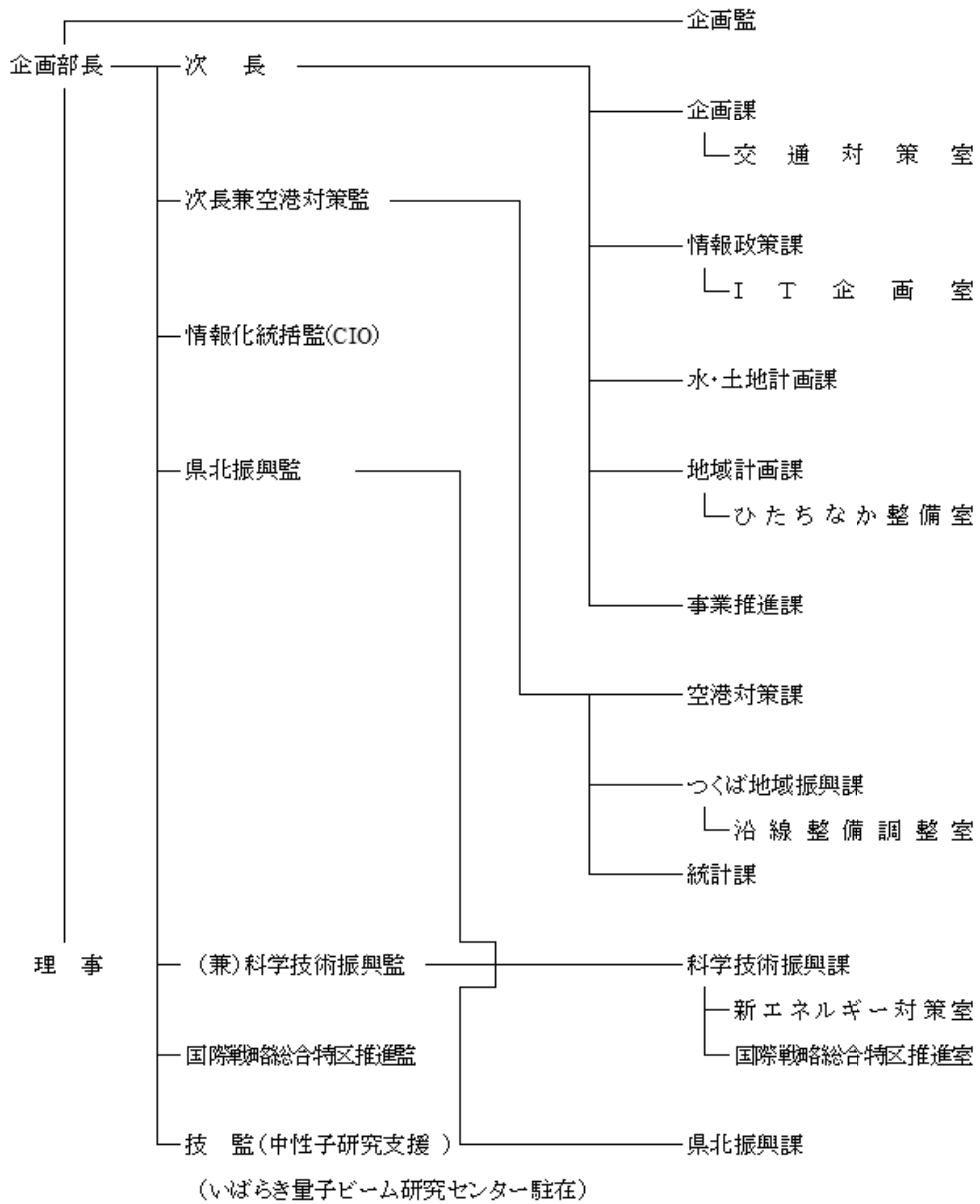
## VII 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人ならびに補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 企画部の概要

### 1 企画部組織

平成26年4月1日現在





## 2 企画部分掌事務

### 企画課

- 1 県政の総合基本企画に関する事。
- 2 首都圏整備計画等に関する事。
- 3 近郊整備地帯，都市開発区域及び近郊緑地保全区域に関する事。
- 4 県政に係る中・長期的な課題等の調査及び研究に関する事。
- 5 大学誘致に関する事。
- 6 電源立地地域振興対策交付金に関する事。

### (交通対策室)

交通体系の整備促進に関する事(道路建設課の所管に係るものを除く。)

### 情報政策課

- 1 県行政の情報化の推進に関する事。
- 2 行政情報ネットワークの管理運用に関する事。
- 3 コンピュータの管理運用及び情報処理に関する事。
- 4 いばらきブロードバンドネットワークの管理運用に関する事。
- 5 地域情報化に関する事。
- 6 情報化の普及啓発に関する事。

### (IT企画室)

- 1 IT施策の企画，調整及び推進に関する事。
- 2 ITに係る調達最適化，ITに係る業務・システムの最適化及びITを活用した業務改革に関する事。
- 3 社会保障・税番号制度に係る総合調整及び関連情報システムの整備に関する事。

### 水・土地計画課

- 1 土地利用に関する事。
- 2 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関する事。
- 3 長期水需給計画の策定及び推進に関する事。

- 4 水資源の確保及び利用に係る調整に関すること。
- 5 地下水の採取の適正化に関すること。
- 6 工業用水に関すること。

#### 地域計画課

- 1 地域振興に係る主要施策の計画，調整及び推進に関すること。
- 2 構造改革特区及び地域再生の総合調整に関すること。
- 3 その他地域振興に係る地域指定等に関すること(つくば地域振興課の所管に係るものを除く。)
- 4 物流に関すること。

#### (ひたちなか整備室)

- 1 ひたちなか地区整備の計画，調整及び推進に関すること。
- 2 その他ひたちなか地区の整備に関し必要な事項に関すること。

#### 事業推進課

- 1 鹿島臨海工業地帯造成事業に関すること。
- 2 産業基盤等の立地計画及び立地調整に関すること。
- 3 工場立地法(昭和34年法律第24号)の施行に関すること。
- 4 工業団地造成事業等の施行に関すること(土木部の所管に係るものを除く。)
- 5 開発公社の指導に関すること。

#### 空港対策課

- 1 茨城空港の就航対策及び利用促進に関すること。
- 2 茨城空港駐車場，茨城空港公園その他の茨城空港の関連施設に関すること。
- 3 その他茨城空港に関すること。

#### つくば地域振興課

- 1 筑波研究学園都市の整備に関すること。
- 2 つくばエクスプレスの沿線地域整備に係る企画調整及び経営管理に関すること。

(沿線整備調整室)

- 1 つくばエクスプレスの沿線地域整備に係る土地区画整理事業の施行に関すること。
- 2 つくばエクスプレスの沿線地域整備に係る施設移転及び関連公共事業の調整に関すること。

統計課

- 1 統計調査に関すること。
- 2 統計思想の普及向上に関すること。
- 3 調査統計事務の連絡調整に関すること。
- 4 統計資料の編さんに関すること。
- 5 統計資料の収集、保存及び閲覧に関すること。

科学技術振興課

- 1 科学技術振興の総合調整に関すること。
- 2 大強度陽子加速器(J-PARC)に係る施設整備及び利用促進に関すること。
- 3 試験研究機関の機能強化に関すること。
- 4 新エネルギーに係る施策の総合調整に関すること。
- 5 科学技術振興財団に関すること。

県北振興課

- 1 県北地域の振興に係る主要施策の計画、調整及び推進に関すること。
- 2 過疎地域の振興に関すること。
- 3 総合保養地域に関すること。
- 4 その他県北地域の振興に係る地域指定等に関すること。
- 5 グリーンふるさと振興機構の指導に関すること。

## 第3章 包括外部監査の指摘または意見等

### I 全般的事項について

#### 1. 県の財務事務について

##### (1) 企画部事業の定量的な評価

県の公益的な事業の中でも、各種の振興事業や PR 活動（地域振興のための各種イベント、誘致や分譲 PR、茨城空港利活用、科学技術の振興、IT 化推進等）など、主に企画部が幅広く担うソフト面の事業については、その成果を定量的にはかることが一般的には困難であり、そのような振興事業等は成果が短期では発現しにくいものである点、監査対象事業の担当者からのヒアリング等を通して十分理解は出来るところである。

ただし、そうであるからこそ、每期予算執行の際にはより慎重な検討が必要となってくる。勿論1年で明確な成果が出るものではないが、定期的なモニタリングにより事業の継続の是非を検討するべきであろう。

具体的には、目標値・ターゲット・プロセス・期限を定めた計画を立てて、成果を PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）で分析検証し、每期廃止継続を慎重に検討するべきである。

##### (2) 横断的な評価体制

なお、県の政策審議室において、重要政策の政策評価が行われており、「茨城県の政策評価について」と題した現在の形式と評価制度で、平成19年度より県HPで公表されている。このような政策評価の取り組みは、特に事業の横断的な評価と進行管理に資する点評価できるものである。

ただし、評価対象となっているのは「茨城県総合計画いきいき いばらき生活大県プラン」の生活大県プロジェクトを構成する重要政策のみであり、またその設定された定

量的目標が妥当な目標であるかという客観的評価も当然必要となってくる。

平成 25 年度の評価結果うち、企画部の各課が主体となって実施する事業についてのプロジェクト評価は下記のとおりである。

施策・事業	数値目標	平成 25 年度期待値	平成 25 年度成果
茨城空港公園の整備	当面の目標として、トイレ建屋 1 棟の整備を完了させる。	完了 1 棟	完了 1 棟
空港就航対策利用促進事業	運航路線 国内線 5 路線 国際線 5 路線 (H27 年まで)	国内線 4 路線 国際線 3 路線	国内線 6 路線 国際線 2 路線 (1 路線運休中)
TX 推進対策	対前年度比で利用者数の増加	H25 年度輸送実績は、景気動向や、沿線開発の堅調な進展により、年間輸送人員 117,170 千人、前年度比 5.9% の増加となった。	
つくばスタイル PR 事業	首都圏における「つくばスタイル」認知度	29%	38.6 %
いばらきさとやま生活発信事業	「いばらきさとやま生活」における体験プログラム利用者数	43,786 人	37,297 人
TX 沿線まちづくり PR 戦略事業	改革工程表の保有土地処分の面積	16.2ha	8.1ha
いばらき遊芸の里事業	教育旅行等参加者数延べ	11,000 人	延べ 13,010 人
常陸秋そばの里推進事業	常陸秋そばイベント参加者数	40,000 人	35,000 人
つくば国際会議場の管理運営	国際会議の開催件数	60 件	61 件
中性子ビームライン産業利用推進事業費	茨城県中性子ビームラインの産業利用の課題採択件数	314 件	221 件
産学官連携研究開発推進事業	県立試験研究機関と大学・研究機関・企業との共同研究数	112 件	157 件

常陸那珂工業団地 造成事業推進	処分済面積	あわせて年間 7 ha の処分	H25 年度処分面積 0ha
宮の郷工業団地整備 推進			10.3ha
那珂西部工業団地 整備推進			0ha
岩井幸田工業団地 整備推進			0ha
茨城中央工業団地 整備推進			0ha
北浦複合団地整備 推進	処分済面積	企業の要望に応じ て整備する計画で あり、単年の処分 面積は、設定してい ない。	—
茨城空港テクノパ ーク整備推進			—
茨城中央工業団地 (笠間地区) 整備 推進			—
鹿島経済特区産業 高度化推進	立地企業との連携に よる国支援制度等の 活用	当該事業は、企業の 競争力強化に資す る特区制度活用を 目指し、企業との調 整を図るものであ るが、企業からの有 効な規制緩和提案 は、不定期にならざ るを得ず、単年の成 果期待値を設定し ていない。	—
KASHIMA 次世代素 材産業拠点創出プ ロジェクト事業	H22～H31 で工業用地 残面積 57.8ha を処分	年間 5.8ha を処分	9.1ha
圏央道沿線地域振 興促進事業	新規立地件数	100 件	86 件

公共交通活性化推進事業(計画策定)	市町村における公共交通に関する計画の策定率	77.3%	47.7%
らくらく乗り降りバス普及促進事業	ノンステップバスの導入率	15.8%	16.2%
霞ヶ浦水辺交流空間整備事業	霞ヶ浦交流空間拠点等への入込客数	697 千人	639 千人
つくばサイエンスツアー推進事業	つくば地区の研究機関への一般来場者数	800 千人	859,647 人
科学技術創造立県いばらき推進事業	イノベーションフォーラム in つくば参加者数	1,000 名	1,000 名
アークス・プロジェクト推進事業	交流事業等参加者数	4,800 人	4,957 人
土地区画整理事業(TX沿線整備)	地区内人口	4,400 人増想定(対H22)	4,800 人増(対H22)
広域バス路線活性化モデル事業	バス路線の広域化や運賃及び運行本数の見直し等により,利用者数の増加が確認された。 ①水戸駅ー下江戸線 H22:11,705 人 →H24:29,237 人 ②大宮ー金砂郷線 H23:2,624 人 →H24:6,382 人 ③霞ヶ浦広域バス H23: 5,979 人 →H24:16,873 人		
北関東自動車道沿線地域振興促進事業	ホームページ「いばらき北関.com」の訪問者数	516,380 人	492,556 人

企画部の事業に限らないが、長期に亘り継続している事業については、適切な目標値を設定し、その効果を測定して、必要性を横断的に見直す必要がある。

とはいえ、期待値(上記のPlan)の適切性、あるいは評価(Check)の有効性につい

では、本庁組織内部での評価のみでは限界があると思われるため、より広く有識者の意見を取り入れることが有効な手段である。

現状においても、企画部の各事業については、例えば各種協議会等を設けて幅広い意見を聞き入れる体制にはなっているが、通常は事業ごとの目的達成のための組織であり、また多くは県職員、OB、関連団体関係者で構成されている点、体制が十分であるとは言いきれない。

例えば県の出資団体については、総務部に「出資団体等経営改善専門委員会」が設置され、外部の視点から各団体の運営やあり方の見直しなどについて、提言を行っている。

これと同様に、県の実施事業についても横断的な第三者の評価を実施して、少なくとも5年、10年と続く事業については、その必要性を様々な専門的視点で検討し客観的評価をする体制作りが有用になるのではないだろうか。

企画部においても、各論に記載のとおり、20年以上続き、現状では経済性の観点から改善検討の余地がある事業が見受けられるが、これらについては具体的な対応策を多様な視点で検討することが重要となる。

---

### (3) 地域振興のあり方

[総務省の地域振興のあり方検討]

総務省自治行政局過疎対策室が公表している「地域内発型産業の確立による地域経済の自立促進」(平成17年)においては、「これまでの過疎地域での現状分析と目指す目標を定量的に設定することが有意義である」旨とともに、下記の通り、過疎地域経済の自立に向けた産業活性化の考え方について述べている。



#### 過疎地域における地域産業の考え方

これまでの過疎地域の経済状況を考察すると、都市部が経済の主導権を握り過疎地域はこれに依存するといった構造の中で、多くの「外貨」を稼ぐことができず、稼いだ「外貨」を地域外に流出させているといった傾向が見られ、地域所得の向上や雇用確保の機会を逃していたと考えられる。

そこで今後は、地域が主体性を持って働きかけ、地域内での調達を促進することにより、都市住民を対象に、より多くの「外貨」を稼ぐ「外貨獲得型産業」、地域住民を対象に、地域内で賄えるものは地域で生産し消費する「地産地消型産業」の活性化を図る必要があると考えられる。

こうした視点から、もの・資金等の地域循環を高め、生産・消費・投資の経済活動を活性化させることで、自立性の高い経済構造へ転換することができると考えられる。

また、昨今の総務省地域力創造グループの推進する事業についても、「地域の活性化により地域の自立を促進させ、地域の税収を増やしていくことが、財政健全化への近道」とされ、これまでの施策の成果を踏まえ、「地域の元気創造プラン」と「地域の自立促進」の二つの施策の柱に基づく点が強調されている。

上記のような考え方を前提に、あくまで地域振興の主役はその市町村や地元団体であって、県は広域的な関わりや県が担うことが必要不可欠な最低限のことだけを行い、明確な役割分担を前提に地域を自立させるのが原則である。

地域計画課におけるアークス・プロジェクト事業に代表されるような地域振興策について、県は行政機関としてできる最低限の役割を担い、事業立ち上げ段階においては積極的な参加をすとしても、将来的には現地で自立させ事業自体を移管する事が、あるべき姿となっていくと考える。

上記の観点からすると、県が先導的に実施する各事業については、圏域市町村が県から入ってくる資金を受動的に使うのみという姿勢では効果は限定的である。

県で具体的な事業を考えて各市町村を支援するだけでなく、各市町村からアイデアを募る形で自主的に挙手してもらい、そこで県として効果を見積もった上で事業への資金投入をする形が望ましい。自主性があり、やる気のある市町村なら成果も挙げられるはずである。またイベントを実施するとしても、それをただ一度のイベントで終わらせるのではない効果を期待したい。

---

#### (4) 過疎化への対策

一方で県北地域の過疎化への対策は力点を置く必要があり、公共の福祉に反しないよう、県と地元市町、関連団体で協力していく体制を確立されたい。

このような市町村レベルの過疎化は、一定以上の市街機能を失わず生活維持を確保する程度には対策が必要である。

県北地域の振興に関しては、従来グリーンふるさと振興機構（以下、機構）が横断的な役割を担っていたが、上述のような過疎地域における地域振興策のあり方への方向転換により、平成27年度をもって機構は解散することが予定されている。

解散後、機構が担っていた振興事業については、対象地域の市町民の福祉が衰退しないように適切に引き継ぐべきである。

機構にて担っていた事業をどのように継承していくかは現状県・機構とも検討中とのことである。機構・市町等と連携して早急に全体的な方針を打ち立て、特に機構は解散にあたり責任を持って業務の引継ぎを行うべきである。

震災被害で一層の衰退が進む県北地域の活性化は県として最も重要視するテーマであり、また多くの自治体において直面する問題でもあるため、他自治体の施策を参考に積極的な推進をしていくことが望まれる。

### ①茨城県の過疎地域の現状

地方の少子高齢化は進行する一方であり、茨城県も例外でなく、定住人口は減少傾向にある。

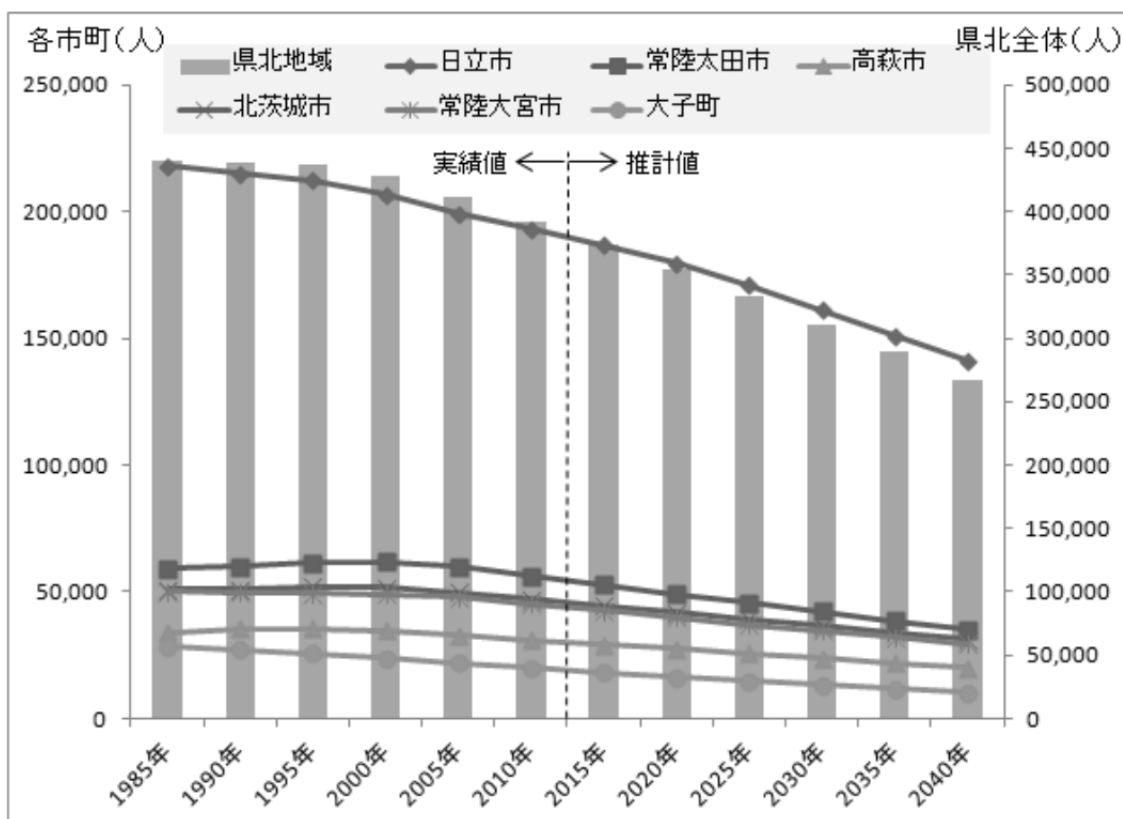
中でも県北地域の人口は、第一次産業の衰退等により、県内の他の地域に比べ人口減少が急速に進み、今後30年間で125千人（県北：2010年392,673人→2040年267,330人）・31.9%（県全体：▲18.4%）の減少が推計されている。[図表4-1]

とりわけ生産年齢人口は105千人・44.5%の減少が見込まれている（2010年：237,263人→2040年：131,765人）。

この結果、2040年における高齢化率は、42.3%になることが推計されている。

県北地域の人口推移と将来推計（2013年3月推計）

[図表4-1]



(出典：県北地域の活性化方策に関する検討会検討内容報告書（平成26年3月）)

### ②過疎地域の範囲

過疎地域自立促進特別措置法に基づき国（総務省）が指定した過疎地域は、茨城県内において4市町である。このうち、過疎地域市町村が1町、過疎のある市町村（過疎地域とみなされる区域のある市町村）が3市町である。[図表4-2]

※過疎地域自立促進特別措置法に基づき国（総務省）が指定した過疎地域

		人口		面積
		平 22 国調	平 17 国調	km <sup>2</sup>
<b>過疎地域市町村（1）</b>				
1 大子町	過疎	20,073	22,103	325.78
<b>過疎のある市町村（3）</b>				
2 常陸太田市 (旧 金砂郷町) (旧 水府村) (旧 里美村)	一部過疎	19,870	21,193	262.51
	一部過疎地域	10,866	11,166	61.64
	一部過疎地域	5,253	5,889	80.92
	一部過疎地域	3,751	4,138	119.95
3 常陸大宮市 (旧 御前山村) (旧 山方町) (旧 美和村) (旧 緒川村)	一部過疎	19,032	20,599	265.54
	一部過疎地域	4,032	4,322	44.39
	一部過疎地域	7,024	7,545	84.06
	一部過疎地域	3,936	4,336	80.35
4 城里町 (旧 七会村)	一部過疎	2,130	2,351	63.04
	一部過疎地域	2,130	2,351	63.04
<b>茨城県 計（4）</b>		61,105	66,246	916.87

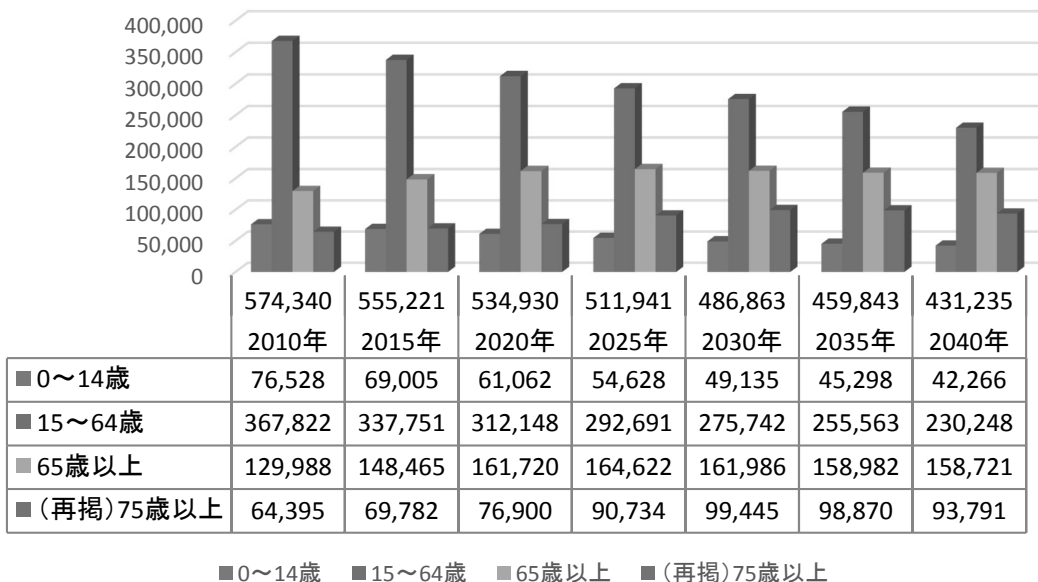
上記の総務省の過疎地域に指定されている地域については、特段の対応が必要である。

なお、平成 17 年度国勢調査による上記の過疎地域の人口は 66,246 人（全県人口 2,975,167 人、比率 2.2%）、平成 22 年度国勢調査による過疎地域の人口は 61,105 人（全県人口 2,969,770 人、比率 2.1%）となっている（増減率は△7.8%）。また、全市町村面積に占める過疎地域の面積割合は平成 22 年度調査時点で 15.0%と公表されている。

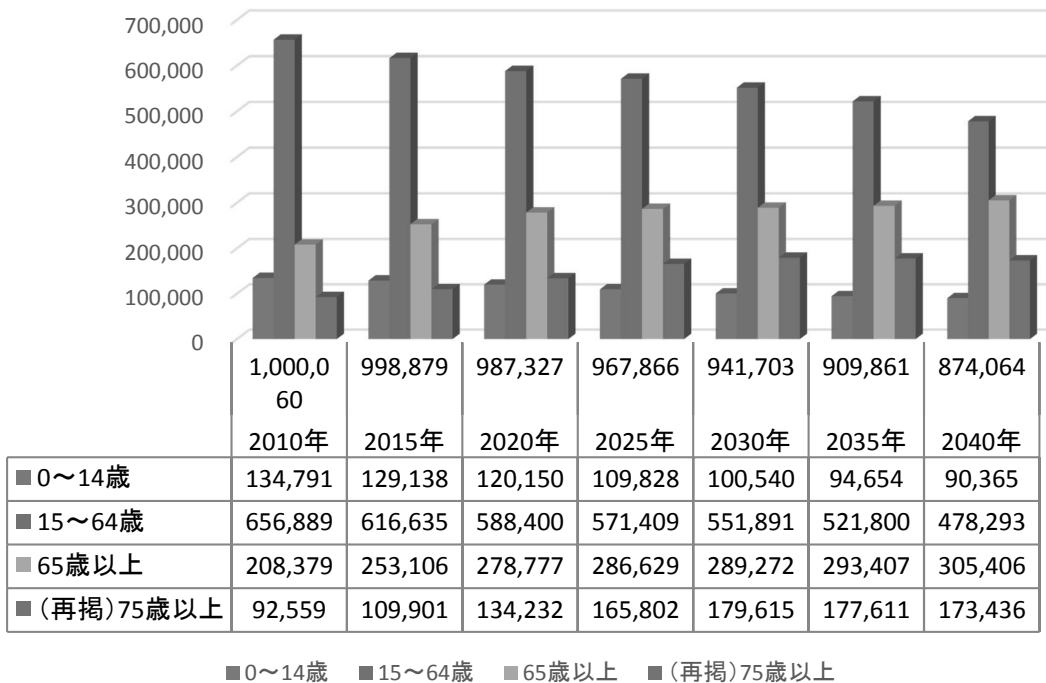


(参考) 茨城県の将来人口予測の分析図 (出典：国立社会保障・人口問題研究所)

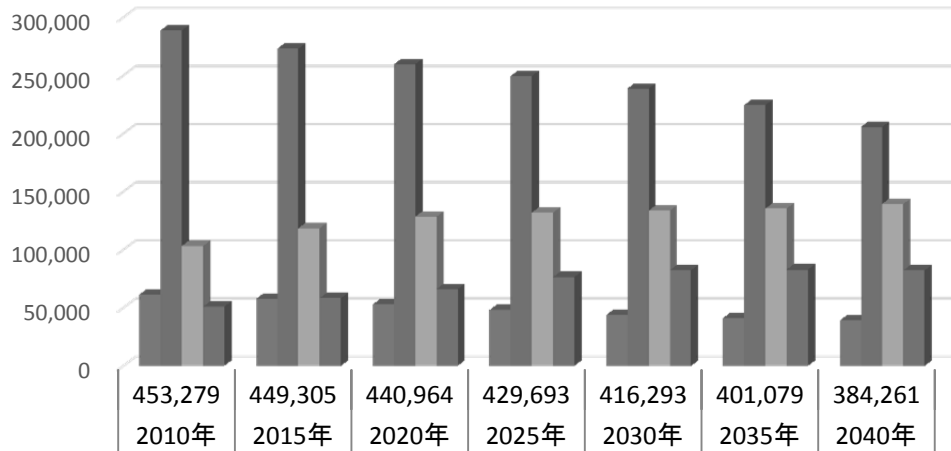
### 県西地域



### 県南地域



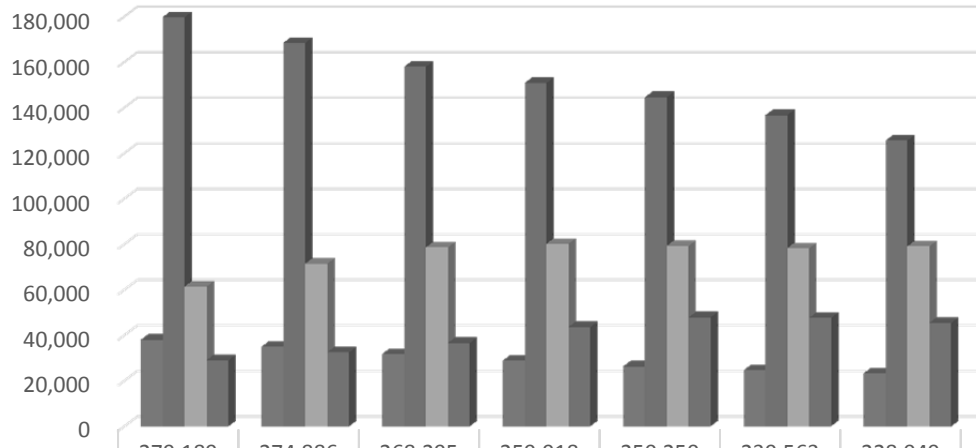
### 県央地域



■ 0~14歳	61,362	57,618	52,874	48,099	43,862	41,148	39,070
■ 15~64歳	288,767	273,097	259,692	249,603	238,771	224,514	205,759
■ 65歳以上	103,148	118,590	128,398	131,991	133,660	135,417	139,432
■ (再掲)75歳以上	50,869	58,328	66,022	76,495	82,330	82,872	82,208

■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上 ■ (再掲)75歳以上

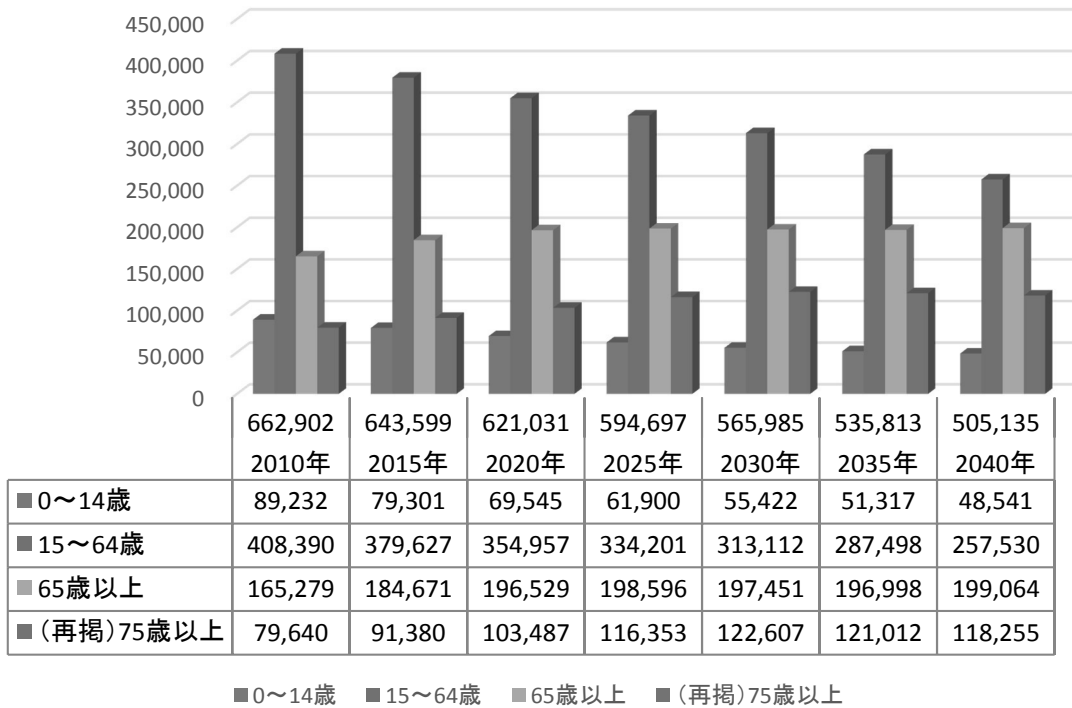
### 鹿行地域



■ 0~14歳	38,043	34,963	31,801	28,881	26,312	24,619	23,360
■ 15~64歳	179,750	168,472	157,915	150,827	144,630	136,701	125,590
■ 65歳以上	61,395	71,451	78,579	80,210	79,308	78,243	79,099
■ (再掲)75歳以上	29,052	32,513	36,627	43,628	47,910	47,600	45,493

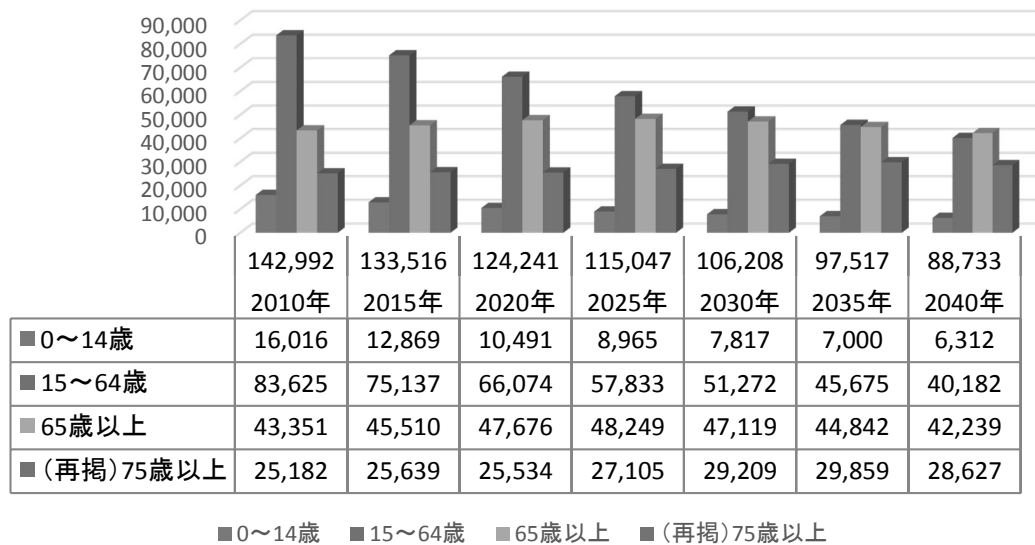
■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上 ■ (再掲)75歳以上

### 県北地域



### 大子町・常陸太田市・常陸大宮市・城里町 合計

(4市町の全域合計であり、過疎地域自立促進特別措置法に基づき国(総務省)の指定する過疎地域以外の人口も含む。)





(地域区分)

地域名	市郡名
県北	日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市， 那珂郡（東海村），久慈郡（大子町）
県央	水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡（茨城町，大洗町，城里町）
鹿行	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
県南	土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市， かすみがうら市，つくばみらい市，稲敷郡（美浦村，阿見町，河内町），北相馬郡（利 根町）
県西	古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，結城郡（八千代町）， 猿島郡（五霞町，境町）

---

## (5) 茨城県の公共交通機関の現状

### ①茨城県の公共交通機関

#### ■ JR 東日本各線

常磐線・水戸線・水郡線・鹿島線・東北本線

#### ■ JR 以外各線

つくばエクスプレス線 (TX), 常総線・竜ヶ崎線 (関東鉄道), 湊線 (ひたちなか海浜鉄道), 大洗鹿島線 (鹿島臨海鉄道), 真岡線 (真岡鐵道)

この他, 路線バスや市町村が費用負担を行い運営するコミュニティバス, 乗合タクシーがある。

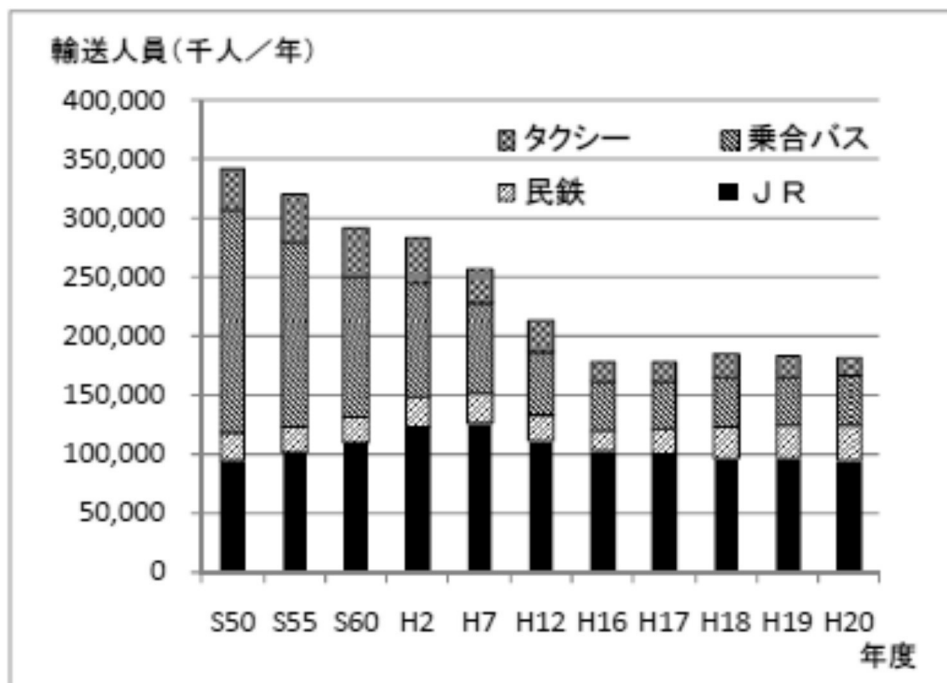
### ②現状の課題

茨城県の公共交通の利用者は年々減少が進み, 近年は横ばいの状態が続いている。県民, 中でも高齢者, 学生, 通院者等を中心に, 公共交通機関への県民ニーズは高く, 平成 21 年度の県調査ではおよそ 7 割の県民が必要を感じており, 財政的な支援も実施することはやむを得ないというものである。

現状の厳しい予算の中で, いかに県民ニーズに沿って公共交通機関を充実させていくかが重要である。

○茨城県の公共交通輸送人員の推移等

《公共交通の輸送人員の推移》

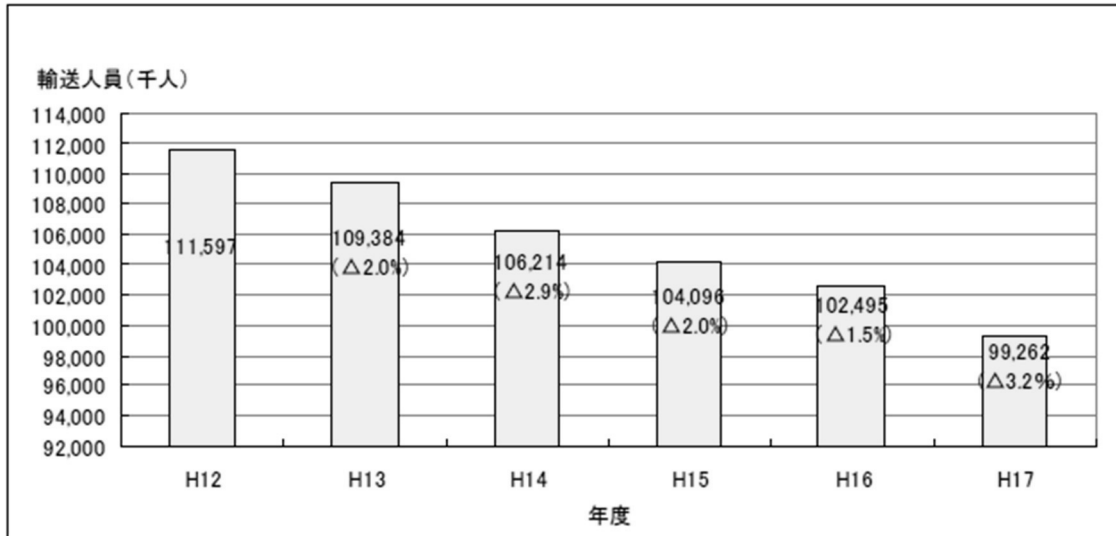


1) 鉄道事業の現状

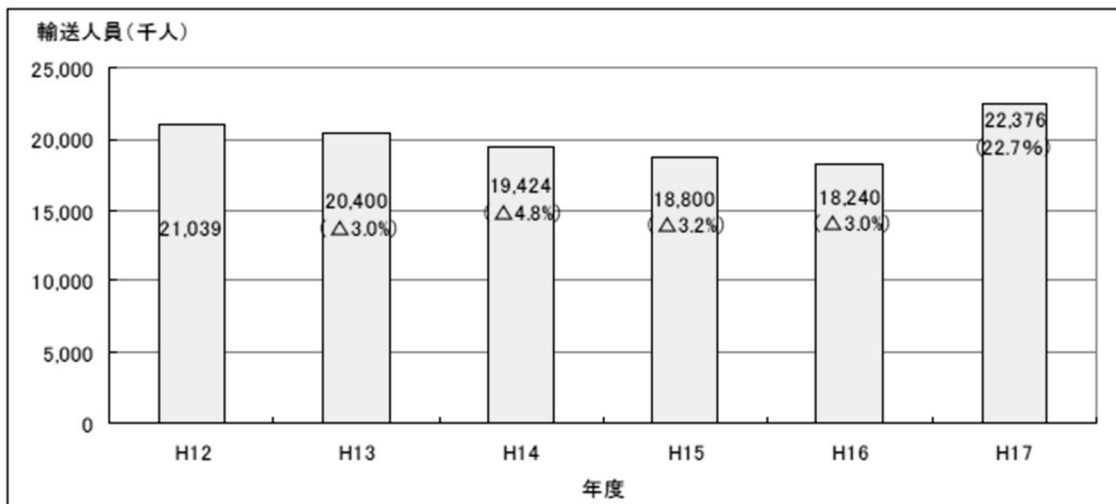
ア 本県の鉄道の輸送人員

本県の鉄道の輸送人員は、JRは、年々減少が進み、近年は横ばいの状態が続いており、民営鉄道は、平成17年8月につくばエクスプレスが運行を開始したため、輸送人員は増加に転じたが、つくばエクスプレスを除く民営鉄道の輸送人員は、減少傾向にある。

(JR)



(地方鉄道)



※( )内は対前年度増減率

資料：(財)運輸政策研究機構「地域交通年報」

イ 本県の鉄道路線の廃止状況

平成17年4月1日に日立電鉄線が、平成19年4月1日には鹿島鉄道線が廃止されている。

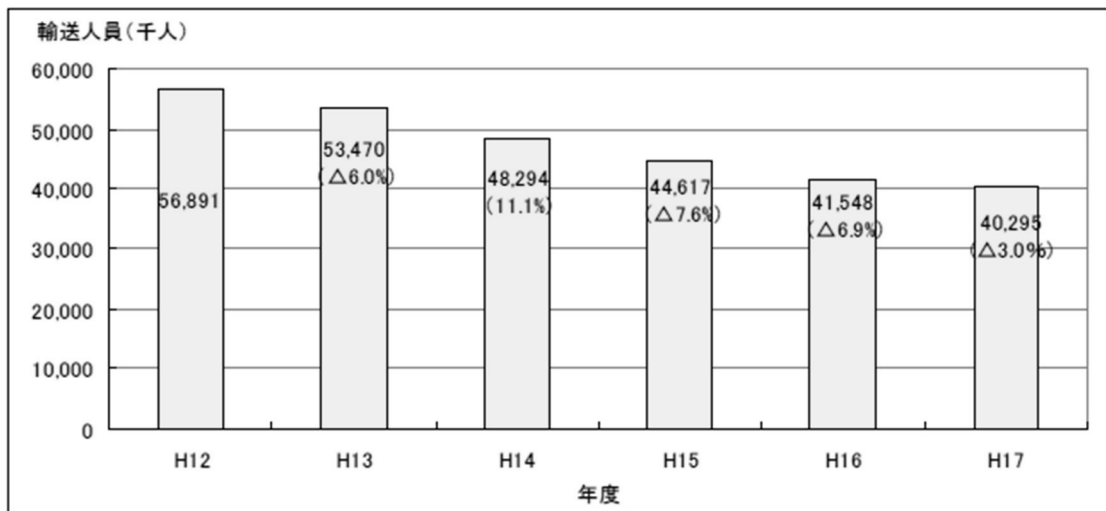
2) バス事業の現状

ア 本県の乗合バスの輸送人員

本県の乗合バスの輸送人員は、平成12年度から平成17年度にかけて、平均すると毎年約300万人ずつ減少している。

その後、市町村によるコミュニティバスの運行や、TX駅へのアクセス路線の増加などにより、県全体の輸送人員はほぼ横ばいを保っている状況である。

【乗合バスの輸送人員】



※ ( ) 内は対前年度増減率

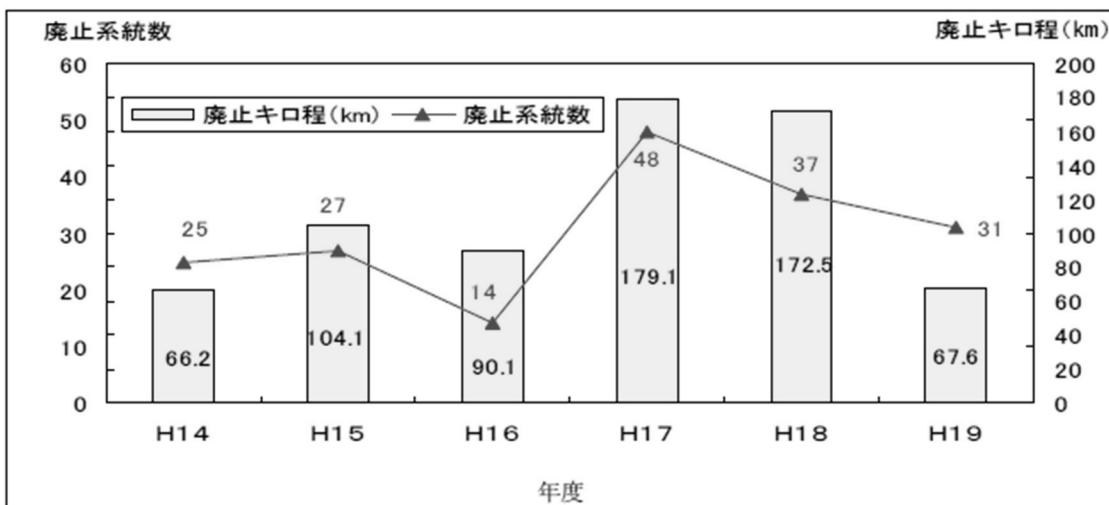
資料：(財)運輸振興協会「数字で見る関東の運輸の動き」

イ 本県の乗合バスシステムの廃止状況

平成14年2月の需給調整規制の廃止以降、本県の乗合バスは312系統、計1,671.4kmが廃止されている(平成25年度末予定、高速バスを除く)。

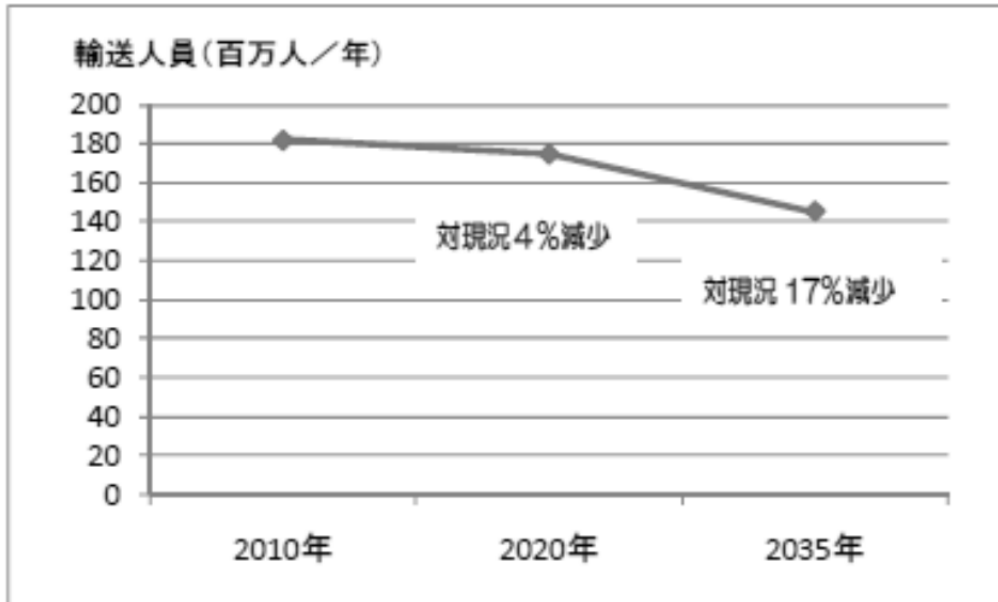
このうち、広域的・幹線的なバス系統(複数市町村に跨る10km以上のもの)は138系統となっている。

【需給調整規制廃止以降の乗合バスシステムの廃止状況(高速バスを除く)】



3) 人口減少による輸送人員の減少

《人口減少による公共交通の輸送人員の変化の試算》



《将来の人口減少と公共交通の輸送人員の想定値》

区分 \ 年	2010年 (現況)	2020年 (10年後)	2035年 (25年後)
人口推計値(万人)	296	285	245
人口減少率(対現況)	100.0	96.3	82.8
輸送人員(百万人/年)			
公共交通	182	175	151
自家用車	1,691	1,628	1,348
合計	1,873	1,803	1,499

資料：2010年の人口は8月現在の値（茨城県常住人口調査資料）。

2020年は茨城県総合計画の推計値。2035年は推計値の下限値。

2010年の輸送人員は、平成20年度と同等と仮定した。（関東運輸局調べ）

自家用車には、その他（自家用バス等）を含む



#### 4) 公共交通機関サービス圏域と地域公共交通の課題地区

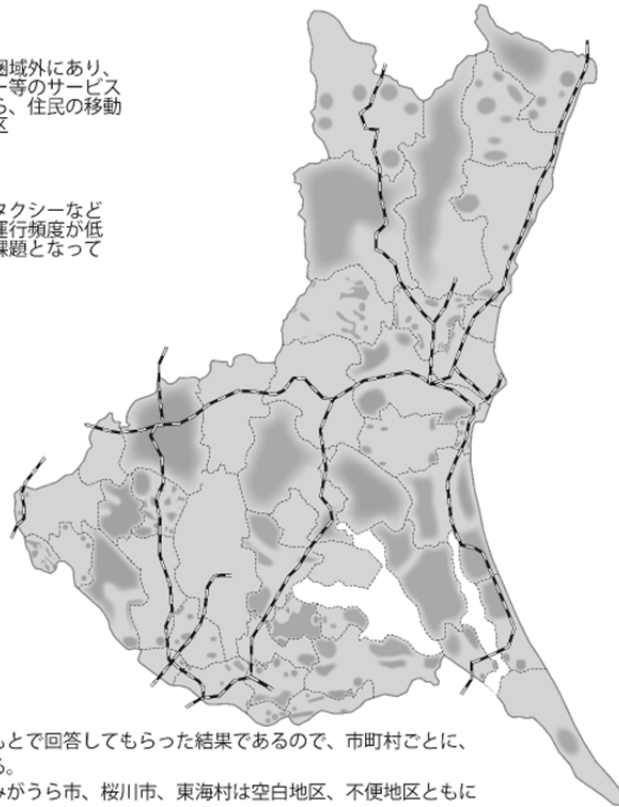
##### 《公共交通のサービス圏域》

黒塗のエリアが公共交通サービス圏域  
域 鉄道駅から1km圏域  
バス路線から300m圏域  
(路線バス, コミュニティバス, 福祉バスを含む)



##### 《地域公共交通の課題地区》

-  地域公共交通空白地区  
駅やバス停等から徒歩圏域外にあり、  
デマンド型乗合タクシー等のサービス  
も利用できないことから、住民の移動  
が課題となっている地区
-  地域公共交通不便地区  
バスやデマンド型乗合タクシーなど  
のサービスはあるが、運行頻度が低  
いなど、住民の移動が課題となっ  
ている地区



資料：市町村アンケート

注：市町村の公共交通担当者の意識のもとで回答してもらった結果であるので、市町村ごとに、回答エリアのとらえ方が様々である。  
結城市、笠間市、つくば市、かすみがうら市、桜川市、東海村は空白地区、不便地区ともに該当地区なしとの回答であった。

5) 県（公共交通活性化会議）としての数値目標

指針に基づいて着実に施策を推進するために設定した数値目標については平成 27 年度の結果について検証を実施することになっている。

水準の方針	指標	現況値	目標水準 (平成 27 年度)
人口減少・少子高齢化の影響により今後予想される利用者数の大幅な減少に対し、各種施策により減少率の低減を図る。	県内公共交通の年間利用者数 (輸送人数)	182 百万人 (平成 24 年度)	173 百万人
交通機関の連携，サービス水準の改善等，市町村単位の総合的な公共交通施策の展開を推進する。	市町村における地域公共交通会議等の設置率	84.1% (平成 25 年度)	100.0%
	市町村による公共交通に関する計画の策	48.0% (平成 25 年度)	100.0%
生活圏の軸となる地方鉄道を維持する。	地方鉄道の路線数	5 (平成 25 年度)	5 (現状維持)
バリアフリーを推進し，だれもが利用しやすい公共交通を目指す。	鉄道駅（乗降客 5 千人／日以上）のエレベーター，エスカレーターの設置率	89.7% (平成 25 年度)	100.0%
	ノンステップバスの導入率	19.2% (平成 25 年度)	20%
公共交通の利用促進を継続的に実施する。	エコ通勤優良事業所の登録事務所数	13 団体 (平成 25 年度)	100 団体



公共交通活性化会議の設定指標について平成 27 年度の達成度を検証するとともに、引き続き課題と方針の検討を望みたい。

地域の福祉のため、人口の減少や高齢化が進む地域の公共交通機関の整備については、地域鉄道や市町村のコミュニティバス、路線バスの維持体制を県が積極的に支援し、交通事業者や沿線自治体との連携を継続していく事が望まれる。

特に高齢者や学生を中心としたニーズに応えるために、地方鉄道の存続・乗り合いバスの系統数の維持が続けられ、地域公共交通空白地域がこれ以上増加しないよう期待したい。

---

## (6) 空港対策事業

### ①茨城空港の概要

茨城空港は、航空自衛隊百里基地を民間共用化して事業化された空港であり、平成20年に茨城空港ターミナルビルが建設され、平成22年3月11日に開港した。

開港前、予想就航路線は札幌、大阪、福岡、沖縄としていた。また、平成11年度に国が行った需要予測では、開港時に年間約81万人としていた。

#### 1) 現状

現在の国内線は札幌、神戸、福岡、沖縄、国際線は上海空港であり、旅客数は平成25年度実績で当初予想していた需要予測の5割程度という状況である。



## 2) 就航対策

平成 26 年 12 月現在，国内線はスカイマーク 1 社，国際線は春秋航空 1 社が就航中である。平成 26 年 10 月にはスカイマークが中部便を終了させたところである。

同じ関東エリアの羽田空港・成田空港との差別化の点等で困難がある中で，新規就航増加への取り組みを続けていくことが望まれる。

航空会社の撤退リスクを考慮し，これに対するリスクヘッジをはかることが空港としての課題の一つであると言える。

国内線・国際線各々で一つの航空会社に依存せざるを得ない現在の状況はリスクヘッジとして十分であるとは言えない。

## 3) 利用促進

茨城空港の平成 22 年度の開港以降の旅客実績は下記のグラフの通りである。[図表 6-1]

国際線は，東日本大震災によりソウル便が運休となるなどの影響を受けたが，全体として旅客数は逡増している。

なお，チャーター便実績については[図表 6-2]の通り。

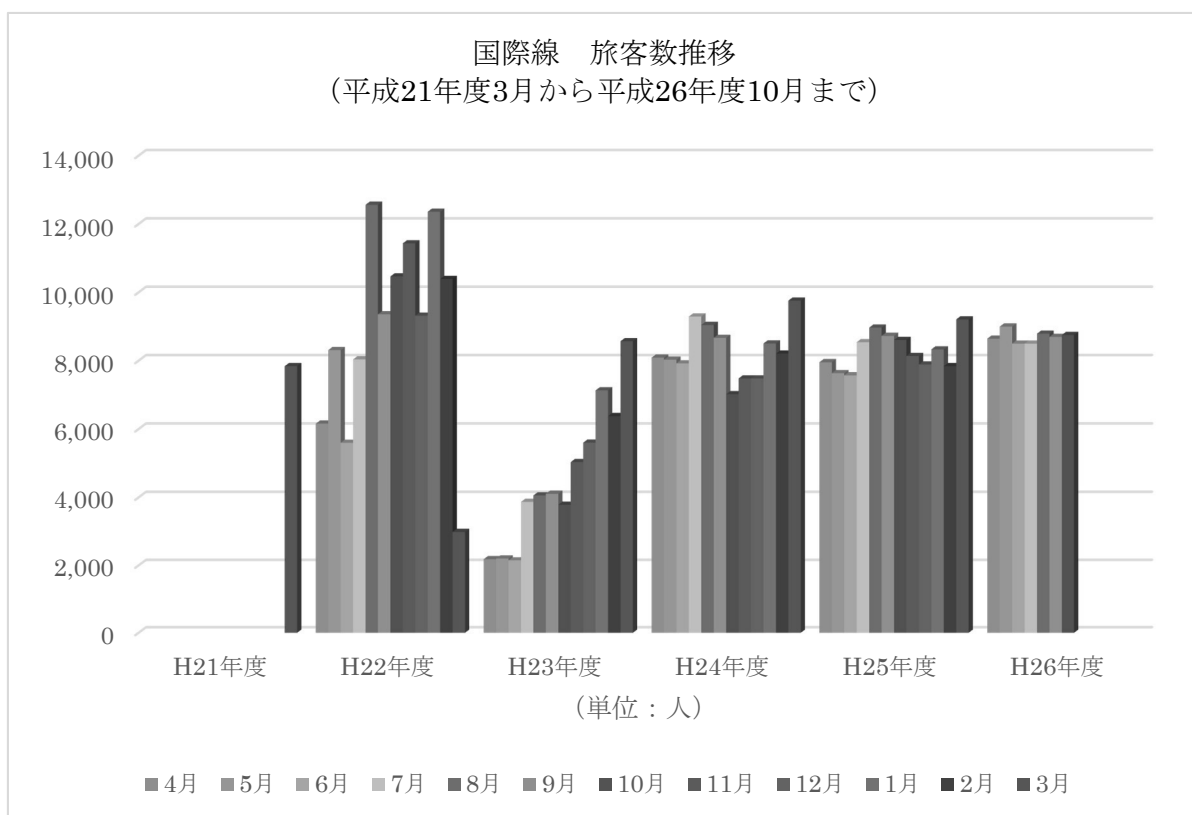
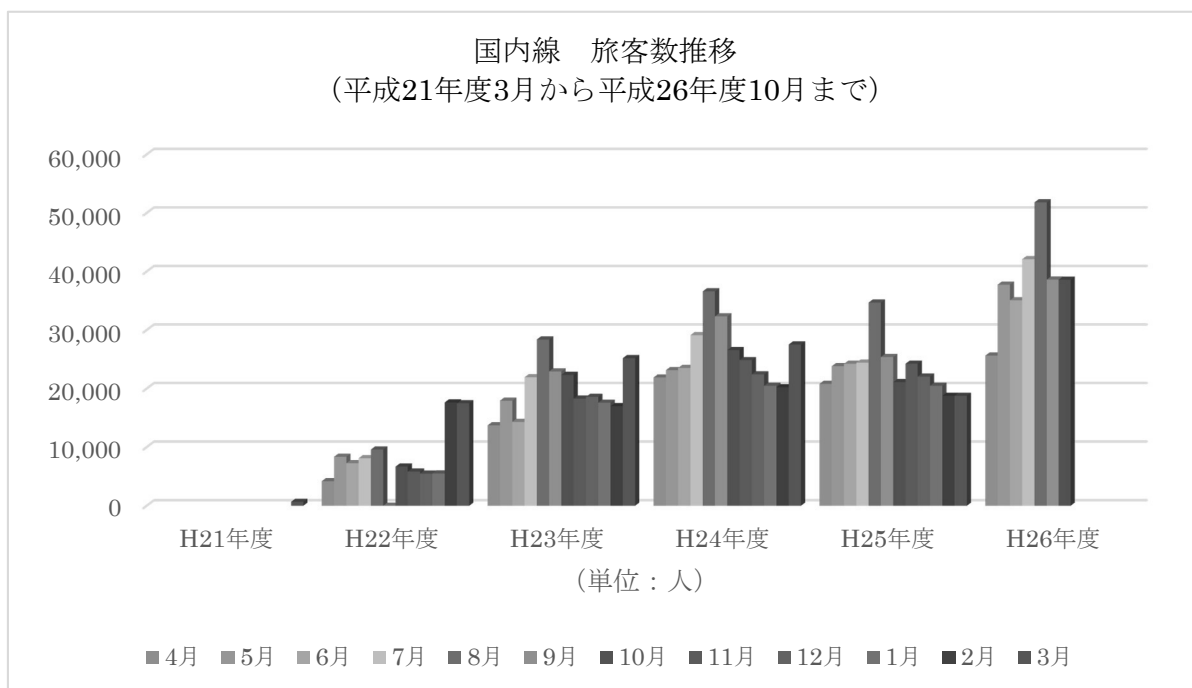
県は空港利活用の PR については様々な周知方法を検討し，魅力ある空港作りのために例えば専門的な分析を有効に利用するなどにより，結果として安定した就航に繋がるよう一層の利用促進に努めていくことを期待したい。

## 4) 関連施設運営

茨城県空港ターミナルビルについては，その管理運営事業が開発公社の公益事業に指定され，地域振興等の観点から公益性の高い施設であり，その一角を県が借り上げて PR 等の目的で使用している。

ターミナルビルの他，航空機への給油施設や空港周辺の都市公園等設備の運営についても高コスト体質に陥らないよう経済合理性を考慮しつつ，空港利活用の増加に直結する運営を継続し，魅力的な空港づくりのための一層の努力が求められる。

図表 6-1



図表 6-2

チャーター便運行実績（出典：茨城空港ホームページ）

年度別

目的地	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
	(2009年 度)	(2010年 度)	(2011年 度)	(2012年 度)	(2013年 度)	
台北	12	39	8	8		67
高雄		2				2
花蓮		2				2
ソウル				8		8
濟州島			4	10	4	18
務安		1				1
上海		6				6
重慶		4				4
長沙		2				2
武漢		2				2
宜昌		2				2
海南島		4				4
マカオ		4		2		6
グアム		4				4
ホノルル	2					2
セブ		2				2
ハバロフスク		2				2
ウラジオストク		2				2
ヤンゴン					5	5
マンダレー					5	5
神戸	3					3
羽田	1					1
関西			2			2
計	18	78	14	28	14	152

### 航空会社別

航空会社	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
	(2009 年 度)	(2010 年 度)	(2011 年 度)	(2012 年 度)	(2013 年 度)	
復興航空	12	43	8	8		71
ジンエアー			4	10	4	18
アジアナ航空		1		8		9
中国東方航空		12				12
深セン航空		8				8
マカオ航空		4		2		6
コンチネンタル 航空		4				4
サハリン航空		4				4
ミャンマー国際 航空					10	10
スカイマーク	4					4
日本航空	2	2	2			6
計	18	78	14	28	14	152

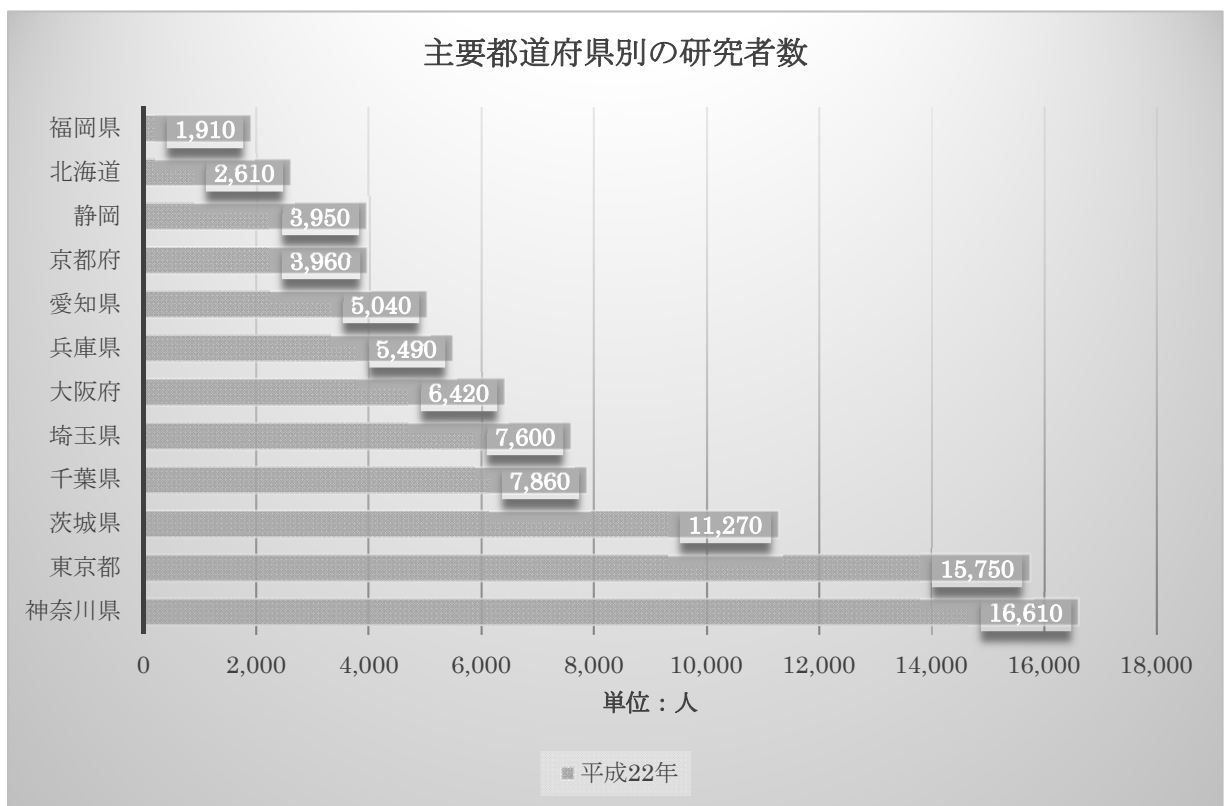
## (7) 科学技術振興立県としての茨城県

平成22年国勢調査によると、茨城県内に在住する研究者数は、11,270人となっており、神奈川県、東京都に次ぐ3位となる。[図表7-1]

なお、研究者とは、研究所等の研究施設において専門的、科学的な業務に従事するもので、自然科学系研究者と人文・社会科学系等研究者に分類される。

図表 7-1

(出典：総務省統計局 平成22年国勢調査)



## ①茨城県のエリアごとの科学技術にかかる立地状況

(出典：いばらき科学技術振興指針等)



茨城県は、最先端の研究開発を進める大学・研究機関・企業が集積するつくば地区や、J-PARC（大強度陽子加速器施設）をはじめとした原子力関連施設が集積する東海地区、高度なものづくり技術の集積がある日立地区、素材産業が集積する鹿島地区など、優れた知的資源と産業集積に恵まれており、科学技術振興を推進していく上での大きな強みを持っている。

### 1) つくば地区

つくば地区には、32の国等の教育研究機関が立地し、約20,000人の研究者が世界でもトップレベルの研究を進めている。

### 2) 東海地区



東海地区には、(独)日本原子力研究開発機構などが立地しており、原子炉、核融合、核燃料サイクルなどの研究を進め、わが国の原子力研究の中心となっている。

平成20年12月にはJ-PARCが稼働を開始し、中性子によるタンパク質や物質材料の構造解析の研究、原子核素粒子やニュートリノの研究など、世界最先端の研究が進められている。

### 3) 日立地区

日立地区は、日立製作所グループやその協力企業を中心に国内有数の電器機械産業の集積地として発展してきており、約1,300社の企業がものづくりの産業基盤を形成している。



#### 4) 鹿島地区

鹿島地区では、鹿島港を中心として臨海工業団地の整備が進められ、鉄鋼や石油化学など素材産業に関わる 162 社の企業が集積する生産拠点となっている。

#### 5) 県西地区

県西地区には、結城市や古河市を中心にプラスチック製品や金属製品などの製造工場が数多く立地している。

また県では、試験研究機関として、工業技術センター、農業総合センター、畜産センター、林業技術センター、水産試験場、衛生研究所、霞ヶ浦環境科学センター、環境放射線監視センターを設置し、県内産業界への技術移転や成果普及を目的とした研究活動、感染症などの病気や大気・水質・土壌などの分析・調査研究を行い、産業の振興や県民生活の向上に努めている。また県立医療大学においても、身体回復機能関連の各種研究を進めている。

さらに茨城県は、災害が少なく広大な平坦地、温暖な気候と自然環境、豊かな農林水産物や特色ある歴史・文化などの地域資源にも恵まれ、北関東道や圏央道などの高速道路や茨城港、茨城空港など陸・海・空の広域交通ネットワークなどの整備も着々と進んでいる。

これらの優れた社会基盤を活用しながら、科学技術のより一層の集積を図り、その積極的な活用を通して、産業の振興と生活の質の向上に結び付けていく取り組みが進められている。

#### ②研究開発奨励事業

また、つくば市の一般財団法人茨城県科学技術振興財団においては、研究開発奨励事業を行っており、科学技術の振興、産業の活性化に寄与するため、優れた研究を行った研究者を顕彰し、下記のような賞を設けている。

##### ■江崎玲於奈賞

ナノサイエンスあるいはナノテクノロジー分野において顕著な研究業績を挙げた研究者を顕彰し、科学技術の振興、ひいては産業の活性化に寄与する。

##### ■つくば賞

県内において科学技術に関する研究に携わり、顕著な研究成果を収めた研究者を顕彰し、研究者の創造的な研究活動を奨励する。

## 江崎玲於奈賞受賞者

※所属は受賞当時

回	受賞者
第1回 (H16)	『半導体ナノエレクトロニクス素子の先駆的研究, 特に, 量子細線・量子ドット構造素子研究における先駆的貢献』 東京大学 生産技術研究所 教授 榎 裕之 氏 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 荒川 泰彦 氏
第2回 (H17)	『ナノバイオインターフェイス設計による細胞シート工学の創生』 東京女子医科大学先端生命医科学研究所 所長・教授 岡野 光夫 氏
第3回 (H18)	『量子ナノ構造の電子物性理論の先駆的研究』 東京工業大学理工学研究科物性物理学専攻 教授 安藤 恒也 氏
第4回 (H19)	『人工原子・分子の実現と量子コンピューターへの挑戦』 東京大学大学院工学系研究科物理工学専攻 教授 樽茶 清悟 氏
第5回 (H20)	『表面およびナノ構造物質の顕微観察法の開発と新規物性の開拓』 東京工業大学大学院理工学研究科物性物理学専攻 教授 高柳 邦夫 氏
第6回 (H21)	『ナノスケールで制御されたフォトニック結晶の先導的研究』 京都大学大学院工学研究科電子工学専攻 教授 野田 進 氏
第7回 (H22)	『自己組織化によるナノ構造物質創成の先駆的研究』 東京大学大学院工学系研究科応用化学専攻 教授 藤田 誠 氏
第8回 (H23)	『近接場ナノ光学とプラズモニクス研究の開拓』 大阪大学大学院工学研究科応用物理学専攻 教授 理化学研究所 基幹研究所 主任研究員 河田 聡 氏
第9回 (H24)	『高分子ナノ構造を用いた薬物・遺伝子キャリアの開拓と難治疾患標的治療への展開』 東京大学大学院 工学系研究科／医学系研究科 教授 片岡 一則氏
第10回 (H25)	『革新的な多孔性金属錯体の開発』 京都大学物質-細胞統合システム拠点 拠点長 京都大学大学院 工学研究科合成・生物化学専攻 教授 北川 進氏

---

## (8) 県有及び公社所有の分譲等対象用地

企画部の各課が主導となって推進する、工業団地や住宅・商業施設向け土地については、その早期処分による県民の将来負担見込額の解消が課題である。

平成 25 年度末で、保有土地に係る実質的な将来負担見込額は 680 億円となっている。なお茨城県の将来負担比率については平成 25 年度末で 250.1%であり、全国の中でも高水準（8 位）が続いている。

保有土地の早期処分については、県民負担の軽減に注力する観点で、処分計画を策定して公開している。

平成 25 年度末時点で県及び開発公社が所有する分譲等対象用地の状況は[図表 8-1]のとおりである。

団地ごと、今後の方針にしたがい早期処分を推し進めることが求められるが、この中でも県の所有となる未造成工業団地等については、処分計画のみでなく、各論に記載したとおり、取得コストやそれ以降の保有コストについて積極的な情報開示が必要である。

図表 8-1

10 県有及び公社等所有の分譲等対象用地の状況

区 分	団地名等	取得年	分譲可	25分譲	25未	未分譲	簿価	公募価格	24未借	25未借	差引額	H25年					
			能面積	面積	分譲済	面積		価格	入残高	入残高			利息額				
			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(百万円)	(収入見込額)等 (百万円) *1	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)					
			a	b	c	d(=a-c)		e	f	g(=f-e)							
県	企画部	つくばエクスプレス沿地線区	先買地	H6~H17	<sup>*2</sup> 320.6	6.3	126.9	193.7	156,999	93,528	164,246	156,999	△ 7,247	1,087			
			保留地	H5~	<sup>*2</sup> 94.0	1.8	16.1	77.9	11,227	9,642	11,376	11,227	△ 149	64			
			小 計		<sup>*2</sup> 414.6	8.1	143.0	271.6	168,226	103,170	175,622	168,226	△ 7,396	1,151			
	公共工業団地	分譲中	常陸那珂	H1	65.9	0.0	42.9	23.0	信託活用型A B L導入により一括管理								
			那珂西部	H1~H3	36.3	0.0	31.3	5.0									
			岩井幸田	H2~H7	62.4	0.0	57.6	4.8									
			宮の郷	H5~H9	52.2	3.5	11.3	40.9									
			筑波北部	S55~S57	103.2	0.0	98.4	4.8									
		買収・造成中	茨城中央(第1期)	H4~	69.5	0.0	6.9	62.6									
			茨城中央(第2期)	H4~	54.2	0.0	0.0	54.2									
			北浦複合	H6~	129.5	0.0	9.8	119.7									
			茨城中央(笠間地区) (建設中)	H8~	74.3	0.0	0.0	74.3									
			茨城空港 テックパーク	H16~	37.2	0.0	0.0	37.2									
	小 計		684.7	3.5	258.2	426.5	37,365	40,955	39,700	37,365	△ 2,335	286					
	未造成工業団地等	岩瀬	H21	<sup>*3</sup> 40.3	0.0	0.0	40.3	1,893	1,699	団地毎に区分していない。							
		緒川	H21	<sup>*3</sup> 27.3	0.0	0.0	27.3	109	78								
		鉾田西部	H21	<sup>*3</sup> 50.8	0.0	0.0	50.8	3,183	2,283								
		南中郷未利用地	H21	<sup>*3</sup> 32.9	0.0	0.0	32.9	154	98								
		小 計		<sup>*3</sup> 151.3	0.0	0.0	151.3	5,339	4,158						1,042	0	△ 1,042
	土木部	港湾関連地	茨城港	造成済用地	S 61~	<sup>*2</sup> 127.5	5.1	99.9	27.6	11,388	6,096	<sup>*4</sup> 12,278	<sup>*4</sup> 10,927	<sup>*4</sup> △ 1,351	<sup>*4</sup> 134		
				造成中用地	S 61~	<sup>*2</sup> 64.9	0.0	0.0	64.9	55,239	10,905	<sup>*4</sup> 29,519	<sup>*4</sup> 25,693	<sup>*4</sup> △ 3,826	<sup>*4</sup> 316		
		圏央道沿線(阿見吉原地区)事業整理地	先買地	H 17	<sup>*2</sup> 43.7	0.0	13.5	30.2	10,229	6,210	11,352	10,229	△ 1,123	67			
			保留地	H 15	<sup>*2</sup> 30.4	0.4	4.3	26.1	930	930	794	930	136	2			
企業局	工業団地	阿見東部工業団地	H7~H8	48.3	3.1	26.9	21.4	8,452	6,680	8,940	6,556	△ 2,384	112				
		江戸崎工業団地	H 21	27.6	3.0	14.4	13.2	2,268	1,582	0	0	0	0				
計			1,593.0	23.2	560.2	1,032.8	299,436	180,686	279,247	259,926	△ 19,321	2,068					
開発公社	分譲中	つくば開城	H1~H3	18.4	3.6	18.4	0.0	0	0	団地毎に区分していない。							
		南中郷	S48~H1	21.6	0.0	7.6	14.0	338	797								
		東筑波新治	H2~H5	24.4	0.0	22.3	2.1	600	323								
		茨城	H2~H5	21.9	0.0	14.0	7.9	1,118	2,242								
		つくば下妻第二	H4~H7	17.4	0.0	9.0	8.4	1,664	1,891								
		常陸太田	S56~S62	27.2	0.0	27.2	0.0	0	0					0	0	0	0
		古河名崎	H20~	83.7	0.0	66.0	17.7	596	596					0	400	400	0
		計		214.6	3.6	164.5	50.1	4,316	5,849					9,607	4,948	△ 4,659	47

(続)

区分	団地名等	取得年	分譲可能面積	25分譲面積	25末分譲済面積	未分譲面積	簿価	公募価格 (収入見込額)等	24末借入残高	25末借入残高	差引額	H25年度支払利息額	
			(ha) a	(ha) b	(ha) c	(ha) d(-a-c)							(百万円)
土地開発公社	一般公共部門 公有用地	道路・公園・河川等(買戻し)	H2~H25	453.0	1.5	417.9	35.1	2,158	2,158	361	1,185	824	4
		代替地	H2~H17	33.0	0.0	32.4	0.6	29	29	35	35	0	0
	完成土地等	ひたちなか地区	H4~H12	55.9	0.0	26.6 (3.5)	29.3 (19.0)	11,113	11,113	12,812	10,513	△ 2,299	20
		土浦市滝田地区	H3~H6	2.0	0.0	2.0	0.0	0	0	0	0	0	0
	新部 新部門 公有用地	代替地	H3~H10	59.7	0.0	54.6	5.1	77	77	90	90	0	0
	計			603.6	1.5 (3.5)	533.5 (19.0)	70.1 (51.1)	13,377	13,377	13,298	11,823	△ 1,475	4
合計			2,411.2	28.3 (14.0)	1,258.2 (128.8)	1,153.0 (1,024.2)	317,129	199,912	302,152	276,697	△ 25,455	2,119	

(注) b, c欄下段( )内:貸付済面積(分譲済み面積に含まれない)

d欄下段[ ]内:分譲可能面積(未分譲面積-貸付済面積)

- \*1 公募価格(収入見込額)等欄は、公募価格、H25末鑑定評価額、将来負担見込額算定時の土地販売収入見込額のいずれかを計上。
- \*2 県企画部【つくばエクスプレス沿線地区】、県土木部【茨城港、圏央道沿線(阿見古原地区)】の分譲可能面積は、計画面積を計上。
- \*3 県企画部【未造成工業団地等】の分譲可能面積は、県が買い取った面積を計上。簿価は、県が買い取った額を計上。公募価格等は墓地評価額を計上。
- \*4 県土木部【港湾関連用地茨城港】の借入残高、支払利息額は、造成済、造成中の残高を面積により按分して計上。
- \*5 平成17年県出資団体等調査特別委員会において整理した本県等の保有土地について記載。
- \*6 土地開発公社【一般公共部門代替地、ひたちなか地区、土浦市滝田地区、新部新部門代替地】のH25年度支払利息額のうち、県債による無利子貸付分の県支払い利息額については、合計額に計上しない。

(借入金のない県有地等)

区分	団地名等	取得年	分譲可能面積	25分譲面積	25末分譲済面積	未分譲面積	簿価	公募価格 (収入見込額)等	24末借入残高	25末借入残高	差引額	H25年度支払利息額	
			(ha) a	(ha) b	(ha) c	(ha) d(-a-c)							(百万円)
県	総務部 未利用地	県庁舎周辺業務用地	H4	13.8	0.0	13.1 (0.1)	0.7 (0.6)	264	264	0	0	0	0
		旧畜産試験場	S8~S12	34.4	0.0	0.1	34.3	2,174	2,174	0	0	0	0
		その他	随時	28.9	10.2	10.2	18.7	2,531	2,531	0	0	0	0
	企画部 工業団地	鹿島奥野谷浜地区	S46~S48	85.4	0.0	50.4 (10.5)	35.0 (24.5)	1,040	9,100	0	0	0	0
		鹿島臨海工業団地等	S42~H5	2,825.1	9.1	2,778.3 (23.0)	46.8 (23.8)	1,777	1,777	101	0	△ 101	1
		その他	鹿島開発代替地	S42~	2,677.4	9.7	2,611.6	65.8	1,875	1,875	0	0	0
	保健福祉部	桜の郷	H8~	38.6	2.2 (0.0)	20.2 (3.4)	18.4 (15.0)	1,848	2,892	0	0	0	0
茨城県庁 県庁舎 未利用地	事業用 不動産	ひたちなか地区	H9, H23	8.3	0.0	0.0 (8.3)	8.3 (0.0)	3,744	3,744	0	0	0	0
鹿島市 鹿島市 未利用地	販売用 不動産	鹿嶋・潮来・神栖市内	H5~H17	4.5	1.4	2.9	1.6	128	128	0	0	0	0
計			5,716.4	32.6 (45.3)	5,486.8 (45.3)	229.6 (184.3)	15,381	24,485	101	0	△ 101	1	

\*7 県総務部【未利用地】、企画部【工業団地、その他】の公募価格等は、簿価、公募価格のいずれかを計上。

\*8 県総務部【未利用地】の分譲可能面積は、H25年度の処分可能面積を計上。

\*9 茨城ポートオーソリティ【ひたちなか地区】、鹿島市開発【鹿嶋・潮来・神栖市内】の公募価格等は、簿価を計上。

○平成 23 年時点の行財政改革大綱における処分計画

主な保有土地の処分計画

	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
土地開発公社	7.2ha	15ha程度		9ha程度		
桜の郷	0.6ha	6.3ha	6.3ha	6.5ha		
開発公社	6.3ha	6ha程度/年				
公共工業団地	7.3ha	7ha程度/年				
TX沿線開発	4.0ha	10ha	H25年度～ 16.4ha程度/年			
港湾(臨海土地造成)	18.1ha	23.9ha	17.6ha	H27～29年度 6.9ha		
阿見吉原地区	0.4ha	11.4ha	H25～27年度 18.2ha			8ha程度
鹿島臨海工業地帯造成事業	6.7ha	5.8ha/年				
阿見東部工業団地等(企業局)	11.7ha	阿見東部工業団地、江戸崎工業団地への企業誘致の推進				
計	62.3ha	45～75ha程度/年を処分				

なお、開発公社の改革工程表【2 保有土地等の処分】の中では、県保有の公共工業団地については、公共工業団地の早期分譲により平成 41 年までに完売する計画としている。

県保有の公共工業団地の処分に関しては、一部についていわゆるオーダーメイド方式による処分を導入している点について着目したい。

オーダーメイド方式は、購入を希望する企業等の希望に合った形で整備分譲を進めるものであるため、無計画に整備費用がかさむ事態を抑える事ができる効果を持つ。

オーダーメイド方式の処分推進により、今後未処分土地は当然に減少の一途を辿るはずであり、長年の懸案事項であった工業団地の処分に関しては大幅な解決方策が示されると思われる。

この点、今後の展開については上記の視点から状況を見守りたい。

## 2. 関連団体の経営管理について

### (1) 県の出資法人等評価

現在、県では、第6次茨城県行財政改革大綱にも位置付けられているとおり、出資団体のあり方の抜本的見直しや経営健全化の推進、出資団体への県関与の見直しなどの出資団体改革を進めているところである。

特に、県財政への影響が大きい「重点的な取り組みを行う法人」については、県の将来負担等を念頭に置きながら、徹底した経営改革を進める必要がある。

県議会「県出資団体等調査特別委員会」から出資団体数等の削減目標について提言（平成22年9月、平成26年11月）を受けている。

この中で、精査団体とされた6団体のうち企画部所管となる団体が、茨城県開発公社、鹿島都市開発株式会社、グリーンふるさと振興機構の3団体である。

（精査団体…委員会の審議結果や県の関与の状況、団体の経営状況等を踏まえ、特に県財政に与える影響が大きい団体）

また、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）第8条の規定により毎期出資法人等の経営評価がなされているが、報告された平成25年度出資法人等経営評価の結果は、

- (a) 概ね良好→24 団体
- (b) 改善の余地あり→9 団体
- (c) 改善措置が必要→6 団体
- (d) 大いに改善を要する等→3 団体

となっている。

この(d)に該当する3団体のうち、2団体が企画部の各課が所管している団体である。企画部所管の出資団体等の評価

No	団体名	所管課	評価区分
1	鹿島臨海鉄道株式会社	企画課	(b)
2	グリーンふるさと振興機構	県北振興課	(b)
3	公益財団法人 茨城県開発公社	事業推進課	(d)
4	一般財団法人 茨城県科学技術振興財団	科学技術振興課	(a)
5	鹿島都市開発株式会社	事業推進課	(d)
6	公益財団法人 つくば文化振興財団	つくば地域振興課	(a)
7	筑波都市整備株式会社	つくば地域振興課	(c)

今回往査対象となった4社のうち公益財団法人茨城県開発公社と鹿島都市開発株式会社については、その経営と県の支援のあり方について検討が必要であると考えます。

また、上記の2、3、5の団体については、出資団体改革の観点から、経営管理の状況が適切に行われているか厳しくモニタリングする必要があると考えます。

なおこれに加え、茨城県出資団体等経営改善専門委員会において、外部の専門家から団体の運営やあり方の見直しなどについて、提言が行われているところである。

---

## (2) 開発公社の支援対策

茨城県開発公社は、県による支援等により債務超過を回避し、平成25年4月からは土地開発部門と空港ターミナル部門を公益目的事業とする公益財団法人に移行した。茨城県開発公社経営改革プランにおける同団体支援策の当初計画を見直し、県は平成25年度に補正予算をもって30億円の経営支援補助金を前倒しで投入し、今後の同団体の自立を指導したところである。

この30億円の経営支援補助金は、当初プランに従って開発公社ビル・駐車場の減損について発生した損失(39億円)を充当するため実施された。

この補助金を利用し、公社はビル事業分にかかる有利子負債を全て返済したところである。

なお同社は工業団地分譲低迷による土地保有の長期化等から、平成6年度から毎年度多額の当期損失を計上しており、平成21年度からの低価法導入により含み損が表面化し、債務超過に陥る見通しになった。これを受け、県としての抜本的な支援策を茨城県開発公社経営改革プランとして策定して、支援を続けてきたものである。

特に公社の取得した土地につき県が大きな肩代わりをした状況を始めとするこれまでの「甘えの構造」を断ち切って、公社自立のための支援を継続していく姿勢は評価したい。

ただし、県が開発公社に30億円もの経営支援を実施したことについて県民の理解を得るためには、できる限りのコスト削減策を実施したことが客観的に認められる場合に限られる。

茨城県開発公社は、毎年度の事業計画において今後とも更なるコスト削減策や売上拡大策を、現場の意見を踏まえたうえで具体的に示す必要がある。



### (3) 人件費の削減努力

#### 開発公社に対する出資団体等経営改善専門委員会の意見（平成18年度）

開発公社の役職員の給与体系は、原則として県に準拠したものとなっているが、公益法人でありながら事業内容については企業経営的な色彩が強い団体であることなどを踏まえ、毎年多額の損失が発生している実質的な経営実態に合わせて、給与水準を見直すなど独自の総人件費の削減に取り組むとともに、役職員個々の業績が適正に給与に反映されるような仕組みの導入について検討する必要がある。

これを受け「茨城県開発公社経営改革プラン（平成21年策定、平成26年一部改定）」では、茨城県及び開発公社の後期の対応方針として、下記を決定した。

#### [開発公社における組織等の改善]

##### 役員給与カット

- ・役員 給与月額15%～13%カット（平成21年度から10年間）
  - ・職員 給与月額10%～5%カット（平成21年度から5年間）
- 県の給与カットに準拠（平成26年度から）

この点、現在の第6次茨城県行財政改革大綱の中の出資団体改革の中でも出資団体の人件費の削減が要請されており、平成26年改定の茨城県開発公社経営改革プランの中で、「平成21年4月から5年間、役員・職員の給与カットを実施するとともに、旧役員については、退職金の一部等を返納した。」とされていることから、同社ではプランどおり人件費削減を断行した。

県職員とは異なる職員給与規程が定められている関連団体についても、県からの財政支援を受けている会社である限り、県職員や同業他社と比較して実際の支給水準がどの程度であるかについて、広く開示することが県民への説明責任を果たすことになろう。

特に毎年継続して県から多額の資金援助を受けていた同社においては、人件費の縮減状況の明瞭開示が不十分なために県民から誤解を受けることのないよう努められたい。

経営改革プランに基づく同社の人件費削減の努力については、棚卸資産への振替分も含めた実質的な人件費の総額につき、様々な方法で県民に対してより明瞭開示しアピールすることが、県民からの信頼に繋がると思料される。

#### (4) 指定管理者制度導入施設

県が指定管理者制度を平成18年度に導入してから、8年余りが経過した。民間活力の導入により住民サービスの向上と経費の削減を目指す趣旨で導入された同制度について、各施設においてその目的の達成が図られたかどうかは、今後の各種監査における評価を待ちたい。

今回、往査対象となった施設（つくば国際会議場）に関して言えば、少なくとも指定管理料は年々減少している点については、指定管理者における一定の自助努力が認められる点である。

なお、民間活力の導入に際しては、民間の競争原理を利用し、透明かつ公正な競争を実施する事が重要であるとする。

#### [往査対象団体が指定管理者となっている施設]

##### 茨城県の施設

施設	指定管理者	公募・非公募の別	応募件数	指定管理期間
鹿島セントラルモール	鹿島都市開発株式会社	非公募	—	5年
茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリークラブ「鵜の岬」	公益財団法人 茨城県開発公社	非公募	—	5年
つくば国際会議場	つくばコンgresセンター (代表団体：一般財団法人 茨城県科学技術振興財団)	公募	1	5年

また、指定管理者制度は行政処分であり、委任された指定管理者は施設所有者に指定管理者として生じた利益を還元する必要はない。

指定管理者制度のもと、特に非公募で公の施設の管理業務を遂行している指定管理者には、受任者として一層の自助努力を講じることを期待したい。

非公募となる施設や、応募が客観的に見て強力な1者だけであるような施設については特に、公平な競争による民間活力の採用が行われにくい事態におちいることが無いよう、県として指定管理者の選定のあり方の創意工夫の検討を期待する。

---

### 3. その他の論点

#### (1) 資産の管理について

茨城県における物品の管理状況については、平成 25 年度の包括外部監査における指摘を受けて、県会計管理課が備品の現物確認実施要項を作成し、各所属において、これにもとづき備品の現況確認を実施することとなっている。

#### ※平成 25 年度の包括外部監査の指摘

茨城県の備品の取扱いは、次のとおりである。

①財務会計事務の手引（平成 25 年 4 月版）第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－ 9 物品の管理等－（3）備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定している。

②会計管理者は、各課長・警察本部会計課長・各公所・か所長宛の通知「重要物品（自動車、船舶、及び重要な機械器具等）の定期報告について」において「現物を確認した上で、報告書を作成すること。」としている。

#### 【指摘】

以上の規定等により、定期的に現物確認を行い、その結果を文書で残すべきである。

しかし、現物確認を行っていない、あるいは現物確認を行った（正確には行ったと回答を得た）が文書は作成していないとの実態が明確になった。現物確認要領を作成の上、現物確認を行い、その調査結果を文書で残す必要がある。

今回の往査ではサンプルとして企画課の備品の現物確認実施状況について検証した。検査の結果、平成 26 年 9 月までに課の所管となる備品の一覧表と現物とのチェックが、全ての備品について（ただし、外部に貸付しているものは後日確認としている。）、上記の要項にもとづき網羅的に行われている事を確かめた。

同課においては備品の現物確認に関するルールの整備運用状況は良好であることを確認することができた。

なお、このような包括外部監査の指摘事項に対する即座の対応体制については大いに評価したい。

一方、今回往査対象とした関連団体についても同様に固定資産の棚卸しの手続について検証を実施した。

鹿島都市開発株式会社における固定資産（備品等）、あるいはつくば国際会議場において指定管理者として県より借受けている備品については、各論（鹿島都市開発株式会社、一般財団法人茨城県科学技術振興財団）に記載のとおり、備品の管理状況が万全ではないと判断される。

特に各団体の実態に即した、棚卸しの基準を設けて整備運用を徹底する必要性を検討する事を期待したい。

下記のような資産の定期的な棚卸しの効果を楽しむことで、効率的な経営に繋がる事を期待したい。

- ・資産の実態を把握し、実態を台帳及び財務数値に反映させる
- ・資産のセキュリティが保全されており、盗難や紛失がないことを確認する
- ・資産の管理状態を確認して老朽化の状況を確認できる
- ・これらにより、資産の購入や除却が経済的に実施できコスト削減につながる
- ・効率的でない使用状況の資産を把握し有効利用に役立てる
- ・償却資産にかかる償却資産税の適切な計上に資する

県のみならず、企画部所管以外の出資団体も含め、資産の保全について特に経済性を考慮が必要である。

資産の棚卸しは、資産の保全の一部である。資産の保全は、組織の業務に組み込まれた内部統制の目的の一つである。

つまり、資産の棚卸しが有効であることは、その組織の内部統制の評価にも繋がるものである。

※内部統制の目的は、①業務の有効性及び効率性②財務報告の信頼性③法令等の遵守④資産の保全とされている（金融庁企業会計審議会内部統制部会 定義）。

## (2) 老朽化施設の修繕計画

今回の監査対象とした関連団体の所有する設備,あるいは当該関連団体が指定管理者となっている施設の中で,経年による老朽化が課題と思われる施設について,これに関する修繕計画等について担当者へのヒアリングを実施した。ヒアリング結果の概要は下記のとおりである。

施設名等	竣工年等	対象団体	施設の所管課	ヒアリング結果等
つくば国際会議場	平成 11 年竣工	(一財) 茨城県科学技術振興財団 (つくばコンgresセンター代表団体)	つくば地域振興課	中期修繕計画に沿って修繕を進めている。 開館から 10 年以上経過し,年々劣化は進んでいるが,特にクオリティの高いサービスを提供する同施設を維持するためには修繕に注力が必要である。
鹿島臨海鉄道鉄道施設	—	鹿島臨海鉄道株式会社	企画課	トンネルなどの大規模修繕は同社単体で対応できるものではなく,自治体の協力が必要である。
鹿島セントラルビル本館	昭和 47 年竣工	鹿島都市開発株式会社	事業推進課	経年劣化が生じているが,東日本大震災の際に修繕を行っており,今後必要に応じ実施していく予定。
開発公社大町ビル	昭和 46 年竣工	(公財) 茨城県開発公社	事業推進課	経年劣化が生じているが,現状では大規模修繕・取壊しの計画はない。
いこいの村涸沼	昭和 52 年竣工	(公財) 茨城県開発公社	事業推進課	事業の継続を前提にすれば,修繕計画も策定する必要もある。ただし,26 年 12 月時点では 27 年度に計画している修繕について,具体的な計画を立案していない。

大規模な修繕や建て替えが必要となってくる施設については適切な時期に修繕計画を策定して,経済性に配慮されることが望まれる。

---

### (3) 事業事務執行に関する内部統制構築

各事業の事務執行については、要領や要項に沿っていない運用の他、記載項目の誤謬や入手すべき書類の漏れ等の事務的なエラーが散見されるのは事実である。(このうち、報告書に記載する必要があると認めたものは、各論において「実施した手続」の中に記載している。)

エラー自体が重大なものであれ軽微なものであれ、誤謬あるいは規則・運用ルール等に反する事務執行が放置されることは、実施した組織の内部牽制などの内部統制の有効性に影響を与える可能性がある。

つまり、監査で発見された事項はたまたま軽微であっても、他に重要なものが潜在している可能性あるいは今後重要なものを見過ごす可能性が高くなる組織であることを示唆している。場合によっては、事務の無効化に繋がることもある。

このため、事業事務の合規性を監査要点の一つとする本包括外部監査においては、このような事務執行上の誤りの有無についても監査の視点として取り扱う。

しかし、本報告書においては事務監査との重複を避け、あくまで事業の有効性や効率性に着目することとし、このような不備は重大と認めるものを除いて担当課への指示に留めるものとする。

勿論、これらの発見事項が全て直接的に、最小の費用で最大の効果を上げることや県民の福祉の向上の目標達成を阻害するものではない。

各課内においてこれらの事務上の誤謬が生じないよう内部統制が機能する体制を構築することが望まれるとともに、特に定期的に行われている事務監査を徹底されたい。

なお、内部統制とは上記のような統制活動や統制環境を含めた幅広い概念であり、当然いかなる組織にもある程度整備されているものである。

一定の民間企業においては内部統制監査制度が導入され、内部統制の概念が体系として浸透している。

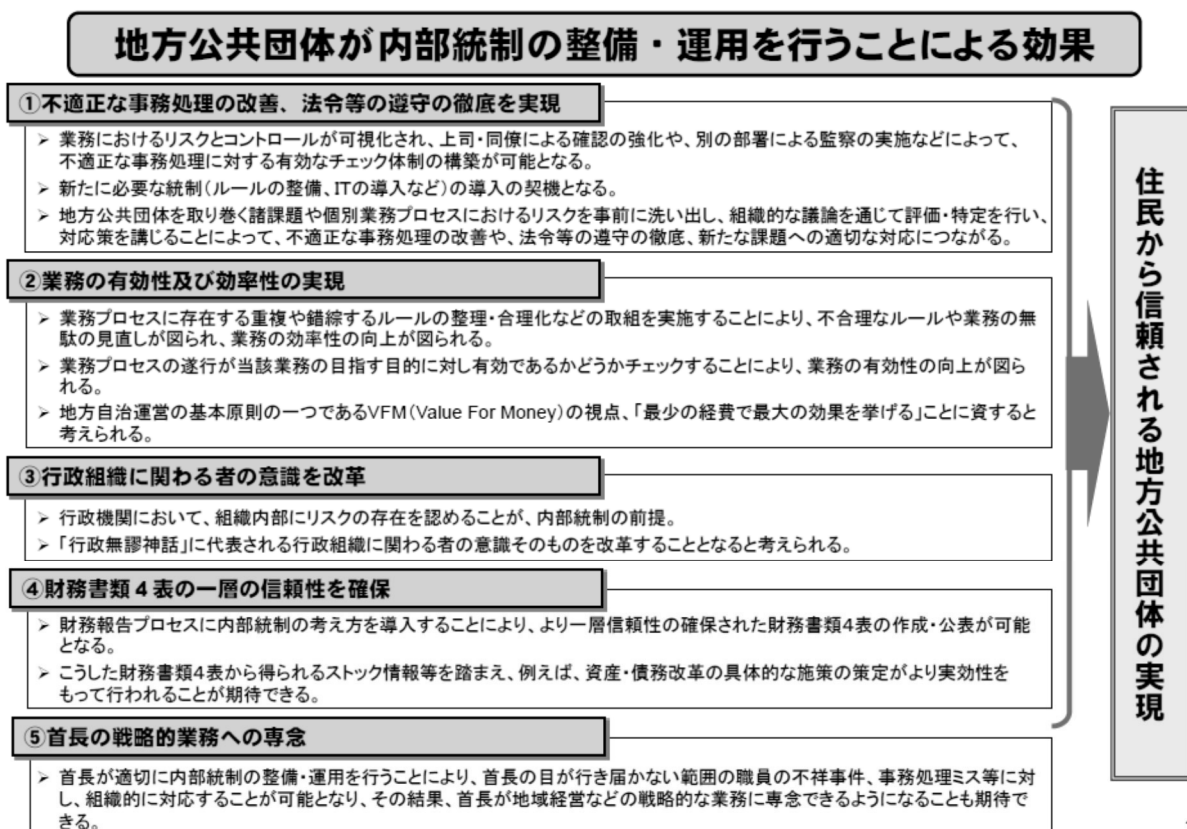
一方、地方公共団体における内部統制のあり方について総務省が中心となって現在も議論が交わされており、下記の報告書が公表されているので参考とされたい。

「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革 ～信頼される地方公共団体を目指して～」(地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書：平成21年3月)

当該報告書では、信頼される行政の実現が期待され、かつ、財政危機への対応が要請されているという「地方公共団体を取り巻く環境の変化」が指摘されており、この中で「地方公共団体の行政組織運営の現状と課題」として、行政組織運営の改革の取組が求

められており、行政組織運営を刷新していく必要があることが指摘され、行政運営の透明性の向上、業務の有効性及び効率性を高める地域経営革新の実現、さらには公会計改革を通じた財政運営の刷新を図っていくことが必要であると考えられている。

このような目的を実現するための手法として、現在、我が国の民間企業において実施されている「内部統制」の整備・運用がその一つの手法になるのではないかと考えられる、とされている。



3

(出展：地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書(概要))

なお上記は地方自治体を主体としているが、関連団体への委託や、指定管理者制度等も、地方公共団体の業務の外部化であるという広い概念を前提とすれば、県関連団体における内部統制状況も県の内部統制に包含されると考えられる。

このため、県のみならず県の業務が「外部化」されている関連団体も、当然上記は対象外の話ではない。

現実として、民間企業と同様のレベルで、内部統制を顕在化したシステムとして地方自治体に整備・運用することは困難である。しかし、内部統制の考え方が今後の県の組

織マネジメントにとって有効なものであることについて、認識を強められたい。

包括外部監査における指摘事項や意見の多くは、広義で「内部統制の整備運用状況が不十分である」という指摘事項や意見である。これを踏まえ内部統制の考え方を意識し、業務に導入していくことが望まれる。